

# 令和2年第1回定例会会議録

令和2年第1回菊池市議会定例会会期日程表（会期28日間）

月 日	曜日	区 分	日 程
2月21日	金	本会議	開会宣告・開議・会議録署名議員の指名・会期の決定・議案上程・提案理由説明
2月22日	土	休 会	(市の休日)
2月23日	日	休 会	(市の休日)
2月24日	月	休 会	(市の休日)
2月25日	火	休 会	議案調査
2月26日	水	休 会	議案調査
2月27日	木	本会議	質疑・委員会付託
		委員会	予算決算常任委員会
2月28日	金	本会議	休会の議決
2月29日	土	休 会	(市の休日)
3月 1日	日	休 会	(市の休日)
3月 2日	月	本会議	休会の議決
3月 3日	火	休 会	議案調査
3月 4日	水	休 会	議案調査
3月 5日	木	委員会	総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
3月 6日	金	委員会	総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
3月 7日	土	休 会	(市の休日)
3月 8日	日	休 会	(市の休日)
3月 9日	月	委員会	総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
3月10日	火	委員会	総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会

月 日	曜日	区 分	日 程
3月11日	水	休 会	議事整理
3月12日	木	休 会	議事整理
3月13日	金	休 会	議事整理
3月14日	土	休 会	(市の休日)
3月15日	日	休 会	(市の休日)
3月16日	月	委員会	予算決算常任委員会
3月17日	火	休 会	議事整理
3月18日	水	休 会	議事整理
3月19日	木	本会議	委員長報告・質疑・討論・採決・閉会宣告

## 令和2年 第1回菊池市議会定例会会議録（目次）

2月21日（金曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第1号	27
2. 本日の会議に付した事件	28
3. 出席議員氏名	30
4. 欠席議員氏名	31
5. 説明のため出席した者の職氏名	31
6. 事務局職員出席者	31
7. 開 会	33
8. 開 議	33
9. 日程第1 会議録署名議員の指名	33
10. 日程第2 会期の決定	33
11. 日程第3 議案第3号から議案第35号まで一括上程・説明	34
12. 日程第4 報告第1号 上程・説明・質疑	58
13. 日程通告 散会	59
2月22日（土曜日） 休 会	
2月23日（日曜日） 休 会	
2月24日（月曜日） 休 会	
2月25日（火曜日） 休 会	
2月26日（水曜日） 休 会	
2月27日（木曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第2号	63
2. 本日の会議に付した事件	63
3. 出席議員氏名	63
4. 欠席議員氏名	64
5. 説明のため出席した者の職氏名	64
6. 事務局職員出席者	64
7. 開 議	65
8. 日程第1 質疑	65
9. 日程第2 委員会付託	66
10. 日程通告 散会	69

<b>2月28日（金曜日） 本会議</b>	<b>頁</b>
1. 議事日程第3号	73
2. 本日の会議に付した事件	73
3. 出席議員氏名	73
4. 欠席議員氏名	73
5. 説明のため出席した者の職氏名	74
6. 事務局職員出席者	74
7. 開 議	75
8. 日程第1 休会の決議	75
9. 散会	75

**2月29日（土曜日） 休 会**

**3月1日（日曜日） 休 会**

<b>3月2日（月曜日） 本会議</b>	<b>頁</b>
1. 議事日程第4号	79
2. 本日の会議に付した事件	79
3. 出席議員氏名	79
4. 欠席議員氏名	79
5. 説明のため出席した者の職氏名	80
6. 事務局職員出席者	80
7. 開 議	81
8. 日程第1 休会の議決	81
9. 日程通告 散会	81

**3月3日（火曜日） 休 会**

**3月4日（水曜日） 休 会**

<b>3月5日（木曜日） 本会議</b>	<b>頁</b>
1. 議事日程第5号	85
2. 本日の会議に付した事件	85
3. 出席議員氏名	85
4. 欠席議員氏名	86

5. 説明のため出席した者の職氏名	86
6. 事務局職員出席者	86
7. 開 議	87
8. 日程第1 議案第36号・議案第37号一括上程・説明・質疑・委員会付託	87
9. 日程通告 散会	95

3月5日(木曜日)	総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
3月6日(金曜日)	総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
3月7日(土曜日)	休 会
3月8日(日曜日)	休 会
3月9日(月曜日)	総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
3月10日(火曜日)	総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
3月11日(水曜日)	休 会
3月12日(木曜日)	休 会
3月13日(金曜日)	休 会
3月14日(土曜日)	休 会
3月15日(日曜日)	休 会
3月16日(月曜日)	予算決算常任委員会
3月17日(火曜日)	休 会
3月18日(水曜日)	休 会

3月19日(木曜日)	本会議	頁
1. 議事日程第6号		99
2. 本日の会議に付した事件		99
3. 出席議員氏名		100
4. 欠席議員氏名		100

5. 説明のため出席した者の職氏名	100
6. 事務局職員出席者	101
7. 開 議	102
8. 日程第1 各常任委員長報告	102
・総務文教常任委員長報告	102
・福祉厚生常任委員長報告	105
・経済建設常任委員長報告	107
・予算決算常任委員長報告	110
委員長報告に対する質疑	118
休 憩	120
開 議	120
委員長報告に対する討論	120
東 奈津子さん討論	120
採決	123
9. 日程第2 議会改革検討特別委員会の中間報告・質疑	124
10. 日程第3 総務文教常任委員会所管事務調査の報告・質疑	128
11. 日程第4 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について	129
12. 追加議事日程（第6号の追加1）	130
追加日程第1 議案第38号・議案第39号 上程・説明	130
休 憩	132
開 議	132
追加日程第1 議案第38号・議案第39号 質疑・討論・採決	132
昼食休憩	132
開 議	132
13. 追加日程第2 意見書案第1号 上程・説明・質疑・討論・採決	133
14. 追加日程第3 議員提出議案第1号 上程・説明	135
工藤圭一郎君動議	136
追加日程第3 議員提出議案第1号 質疑	137
討論	140
(1) 二ノ文伸元君討論	140
(2) 緒方哲郎君討論	141
(3) 猿渡美智子さん討論	141
(4) 木下雄二君討論	142
(5) 東 奈津子さん討論	143

採決	143
15. 追加日程第4 決議案第1号 上程・説明・質疑	143
討論	147
(1) 水上隆光君討論	147
(2) 木下雄二君討論	147
(3) 坂本道博君討論	148
(4) 福島英徳君討論	149
(5) 二ノ文伸元君討論	149
採決	151
16. 閉 会	151

第 1 号

2 月 2 1 日

# 令和2年第1回菊池市議会定例会

## 議事日程 第1号

令和2年2月21日（金曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第3号 がんばるふるさと菊池応援基金条例の制定について
- 議案第4号 菊池市こども健診センター設置条例の制定について
- 議案第5号 菊池市長等の給与及び旅費に関する条例並びに菊池市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第6号 菊池市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第7号 菊池市防災行政情報通信サービスの運用に関する条例及び菊池農業振興地域整備促進協議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第8号 菊池市ふるさと創生市民広場再整備市民検討委員会条例を廃止する条例の制定について
- 議案第9号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第10号 菊池市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第11号 菊池市印鑑の登録及び証明に関する条例並びに菊池市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第12号 菊池市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第13号 菊池市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第14号 菊池市かわまちづくり計画検討協議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第15号 菊池市公民館条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第16号 菊池市七城運動公園条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第17号 菊池市監査委員に関する条例及び菊池市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第18号 令和元年度菊池市一般会計補正予算（第10号）
- 議案第19号 令和元年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第20号 令和元年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第21号 令和元年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第22号 令和元年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第23号 令和元年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第24号 令和元年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第25号 令和元年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第26号 令和元年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第4号）
- 議案第27号 令和元年度菊池市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第28号 令和2年度菊池市一般会計予算
- 議案第29号 令和2年度菊池市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第30号 令和2年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議案第31号 令和2年度菊池市介護保険事業特別会計予算
- 議案第32号 令和2年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計予算
- 議案第33号 令和2年度菊池市水道事業会計予算
- 議案第34号 令和2年度菊池市下水道事業会計予算
- 議案第35号 第四次菊池市行政改革大綱の策定について

まで一括上程・説明

第4 報告第1号 専決処分の報告について（交通安全施設物損事故）

上程・報告・質疑



### 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第3号 がんばるふるさと菊池応援基金条例の制定について

議案第4号 菊池市こども健診センター設置条例の制定について

議案第5号 菊池市長等の給与及び旅費に関する条例並びに菊池市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 6 号 菊池市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 号 菊池市防災行政情報通信サービスの運用に関する条例及び菊池農業振興地域整備促進協議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8 号 菊池市ふるさと創生市民広場再整備市民検討委員会条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 9 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 10 号 菊池市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 11 号 菊池市印鑑の登録及び証明に関する条例並びに菊池市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 12 号 菊池市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 13 号 菊池市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 14 号 菊池市かわまちづくり計画検討協議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 15 号 菊池市公民館条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 16 号 菊池市七城運動公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 17 号 菊池市監査委員に関する条例及び菊池市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 18 号 令和元年度菊池市一般会計補正予算（第 10 号）
- 議案第 19 号 令和元年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 20 号 令和元年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 21 号 令和元年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 22 号 令和元年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 23 号 令和元年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）

- 議案第24号 令和元年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算  
(第3号)
- 議案第25号 令和元年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
- 議案第26号 令和元年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算(第4号)
- 議案第27号 令和元年度菊池市水道事業会計補正予算(第2号)
- 議案第28号 令和2年度菊池市一般会計予算
- 議案第29号 令和2年度菊池市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第30号 令和2年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議案第31号 令和2年度菊池市介護保険事業特別会計予算
- 議案第32号 令和2年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計予算
- 議案第33号 令和2年度菊池市水道事業会計予算
- 議案第34号 令和2年度菊池市下水道事業会計予算
- 議案第35号 第四次菊池市行政改革大綱の策定について

まで一括上程・説明

日程第4 報告第1号 専決処分の報告について(交通安全施設物損事故)

上程・報告・質疑



出席議員(20名)

- |     |         |
|-----|---------|
| 1番  | 田中教之君   |
| 2番  | 福島英徳君   |
| 3番  | 緒方哲郎君   |
| 4番  | 後藤英夫君   |
| 5番  | 平直樹君    |
| 6番  | 東奈津子さん  |
| 7番  | 坂本道博君   |
| 8番  | 水上隆光君   |
| 9番  | 猿渡美智子さん |
| 10番 | 松岡讓君    |
| 11番 | 荒木崇之君   |
| 12番 | 柁原賢一君   |
| 13番 | 工藤圭一郎君  |
| 14番 | 城典臣君    |

15番	大賀慶一君
16番	水上彰澄君
17番	二ノ文伸元君
18番	泉田栄一朗君
19番	木下雄二君
20番	山瀬義也君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

市長	江頭実君
副市長	芳野勇一郎君
政策企画部長	元島加奈子さん
総務部長	上田敏雄君
市民環境部長	古田浩敏君
健康福祉部長	泉大助君
経済部長	笹本義臣君
建設部長	中村喜範君
七城支所長	上村雅一君
旭志支所長	岩根卓士君
泗水支所長	梁池哲也君
財政課長	山田哲二君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	中尾孝浩君
市長公室長	前川幸輝君
教育長	渡邊和博君
教育部長	木下徳幸君
農業委員会事務局長	坂本高秀君
水道局長	大塚忠康君
監査委員事務局長	山口浩一郎君

---

事務局職員出席者

事務局長	徳永裕治君
事務局課長	歌岡憲一君

課 長 補 佐  
議 会 係 長  
議 会 係

松 寺 盛 親 君  
安 武 則 貴 君  
吉 岡 結 加 里 さん

午前10時00分 開会

○

○議長（柁原賢一君） 全員、ご起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席願います。

ただいまの出席議員は20名です。定足数に達していますので、ただいまから令和2年第1回菊池市議会定例会を開会します。

○

○議長（柁原賢一君） ここで、日程に先立ちまして諸般の報告をいたします。

2月13日に、全域広域連携市議会協議会総会が東京都で開催され、令和2年度の本協議会活動方針について協議しました。

次に、監査委員から、令和2年1月分までの一般会計・特別会計並びに企業会計に関する例月出納検査報告がっておりますので、ご報告いたします。

なお、詳細については、それぞれ事務局に備えつけの書類により、ご承諾いただきたいと思っております。

以上で、諸般の報告を終わります。

○

午前10時01分 開議

○議長（柁原賢一君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（柁原賢一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、緒方哲郎君及び後藤英夫君を指名します。

○

#### 日程第2 会期の決定

○議長（柁原賢一君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期につきましては、議会運営委員会におきまして、本日から3月19日までの28日間とすることに結論を見ておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柁原賢一君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月19日まで

の28日間と決定しました。



### 日程第3 議案第3号から議案第35号まで一括上程・説明

○議長（柁原賢一君） 次に、日程第3、議案第3号から議案第35号までの33案件を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） それでは、改めまして、皆様、おはようございます。

本日、令和2年第1回菊池市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、本会議にご出席をいただき、まことにありがとうございます。

本定例会の会期につきましては、先ほどご決定をいただきましたように、本日から3月19日までの28日間の日程でご審議をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ただいま上程されました議案の提案理由の説明に先立ちまして、まず令和2年度における私の市政運営に関する基本的な考え方と予算の概要についてご説明申し上げ、議員各位をはじめ、市民の皆様にご理解とご賛同を賜りたいと存じます。

令和2年度の施政方針でございます。

まず初めに、去年は、新天皇が即位され「令和」という新しい時代が幕を開けました。市民の皆様も、「令和」に込められた「人々が美しく心を寄せ合う中で、文化が生まれ育つ」、そういう世の中になってほしいとの願いを持たれたのではないかと思います。また、熊本で開催されたラグビーワールドカップや女子ハンドボール世界選手権も、熊本地震からの復興はもとより、「令和」にふさわしい夢や希望の新しいステージの始まりを示してくれたのではないかと考えます。

そして、ことしは、待ちに待った東京オリンピック・パラリンピックが開催されます。本市も聖火リレーのコースに選ばれるとともに、オリンピックボート競技日本代表の選考レースが斑蛇口湖ボート場で開催されることも決まり、オリンピック・パラリンピックへの機運はますます高まるものと思います。

一方で、国、地方ともにさまざまな課題が山積していることもご存じのとおりです。少子高齢化を初め経済のグローバル化、AIに代表される技術革新など急速な社会構造の変化、自然災害の甚大化。また、日韓問題に端を発する観光客の減少、新型コロナウイルスへの対策など枚挙にいとまがありません。しかも、不透明性、不確実性、複雑化、多様化の様相を呈しています。こうした中、行政運営は一層厳しくなっ

いますが、さまざまな課題に果敢に、的確に、着実に対処していかなくてはなりません。

令和2年度は、こうした思いで全力投球していく覚悟とともに、市民の皆様のさらなる福祉の増進と市勢の一層の発展を目指し努力精進してまいります。

次に、予算編成方針についてであります。

今定例会に提案しています、令和2年度の予算編成方針について述べさせていただきます。

歳入については、昨年10月に施行された消費税率の改定による地方消費税交付金及び社会保障制度の拡充に伴う国庫支出金は増額となる見込みですが、市税を初めその他の収入については、おおむね減少が見込まれております。

歳出については、学校施設をはじめとする既存公共施設の更新や改修、インフラの再整備など老朽化対策に係る経費の増加や、会計年度任用職員制度への移行に伴う人件費の増加が見込まれます。

さらには、熊本地震関連の市債償還が順次始まっていることから、これまで以上に計画的な行財政運営が求められるところです。

このような財政状況を踏まえ、必要性、緊急性の高い事業に優先的に取り組むなど歳出予算の重点化を図り、健全な財政運営に配慮し編成をしました。

この結果、令和2年度一般会計予算の総額は275億8,200万円となり、前年度と比較して8億500万円の減額となっております。

次に、市政運営に関する基本的な考え方を申し上げます。

私はかねてから、市政運営の基本は持続可能な地域社会の発展を目指すことであり、地域経済が安定し、市民が快適で安心な暮らしを営んでいけるような取り組みや安定した財政運営が重要であると申し上げてまいりました。こうした考えの中で、これまで「安心・安全の『癒しの里』きくち」の実現を目指し、経済の活性化を強く推し進めながら、熊本地震からの創造的復興と市民力によるまちづくりを進めてまいりました。

令和2年度は、市長としての私の2期目の最終年度となります。そうしたことから、仕上げの年にふさわしい成果につながる施策を展開するとともに、将来を見据えた持続可能な発展につながる施策を計画的に進めることとしています。

まず、市政運営の考え方の柱となる、地方創生と行政改革についてご説明します。

人口急減・超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対し、政府一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を生かした自律的で持続的な社会を創生することを目指した国の地方創生は、本市にとっても根幹となる政策であり、人口減少を緩やかにし、活力ある社会を維持する上で不可欠の取り組みとなります。本市で

は平成28年3月に「菊池市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、計画的に施策の展開を図ってきました。

現在、国の方針にのっとり、人口ビジョン及び総合戦略の改定を進めており、第2期の戦略においても、引き続き「安心・安全の『癒しの里』きくち」の実現を目指し、総合計画に掲げる6つの政策のうち、人口減少の緩和と地域活性化に資する施策を戦略化し、重点的に推進することとしています。

また、厳しい財政状況の中でも良質な公共サービスが確実、効率的に実施されるよう不断の努力が求められます。このような中、本市においては3次にわたり行政改革に取り組み、このたび、第4次行政改革大綱（案）の策定に至りました。

これまで取り組んできた行政改革の成果や中長期的な財政見通しを踏まえ、自立、安定した財政基盤の確立を図るとともに、市民と行政がそれぞれの役割を担うパートナーとして、地域のニーズや課題を捉えながら連携・協働し、質の高い行政サービスの提供につなげます。

なお、国連で採択されたSDGs、いわゆる持続可能な開発目標については、地方自治体及びその地域で活動するステークホルダーによる積極的な取り組みが求められています。本市において、これまで推し進めてきた「癒しの里」の考え方は、SDGsと一致するものであり、改めて各施策にSDGsの理念「誰一人取り残さない」を反映させ、「経済」「社会」「環境」の三側面から、持続可能なまちづくりを進めてまいります。

次に、主要施策についてであります。

令和2年度の主要施策につきましては、第2期目のまちづくり政策としてマニフェストに掲げた6つの戦略に沿って、述べさせていただきます。

まず、災害に強いまちづくりであります。

まず、熊本地震により被災された方々への支援については、みなし仮設・市営住宅等に入居された方、また、在宅の方を対象に、早期の住まい再建への支援や心のケアを行ってまいりました。こうした中、被災者のご努力、関係者の温かいご支援をもちまして、みなし仮設住宅入居者の皆様の住居のめどが立ち、支援が完了する運びになったことを大変うれしく思っております。

防災体制の整備については、近年の災害の多発化、甚大化によりハード・ソフトを含めた総合的な防災体制の整備が急務であり、特に情報発信体制の強化が重要になります。情報発信については、きくち防災・行政ナビアプリのダウンロード数が令和2年1月末現在で4,520件となり、おおむね順調に推移しているところですが、引き続き普及拡大を進めてまいります。また、タブレット型災害情報発信器についても、さらなる活用を図ってまいります。

地域の防災リーダーとしての役割を担う防災士の育成については、平成30年度末までに145人の認証支援を行ってまいりましたが、さらに地域防災力の強化を推進するため防災士の育成に努めてまいります。

また、毎年、地域ごとに実施している防災訓練は、令和元年度より二回目に入っています。引き続き防災意識の高揚と自助・共助の重要性についての認識を高め、実働につながる市民参加型の総合防災訓練を行ってまいります。

国土強靱化については、国のガイドラインに沿って地域計画を策定し、大規模自然災害を見据え、防災・減災と地域成長を両立させた地域づくりを進めるとともに、地域特性にも配慮しながら、安全で快適な生活環境の確保を図ります。

次に、人が集まる魅力のまちづくりについてであります。

観光の振興については、本市の豊かな自然を初め、健康、歴史・文化を柱に、経済の活性化につながる取り組みを重点的に推進してまいりました。昨年3月にリニューアルオープンした市民広場は、多くの市民や観光客の皆様に癒しの場として親しんでいただいております。今後さらに観光拠点としての活用を進めてまいります。

本年4月には菊池溪谷ビジターセンターがオープンします。市民広場に加え、溪谷からの観光情報の発信を充実させ、観光スポットを回遊することで滞在時間を延ばし、経済の活性化につなげてまいります。また、国道387号沿線のグルメ戦略を引き続き実施するとともに、菊池産食材使用の市内の既存店もあわせて認定し、グルメ菊池を推進してまいります。

また、昨年「菊池武光公生誕700周年」の節目に、菊池一族とゆかりのある福岡県内の5自治体との連携により「南北朝・菊池一族歴史街道推進連絡協議会」の発足に至ったことは、観光振興や自治体間交流による活性化の大きな弾みになったと考えています。令和2年度は、菊池一族がこの地に居を構えてから950年に当たり、さらなる連携の強化を図るとともに、「菊池」にゆかりのある人や歴史ファンなどにつながる「菊池ファンクラブ制度（仮称）」を構築し、関係人口の創出・拡大による地域活性化を推進してまいります。

さらに、菊池川流域の日本遺産関係自治体等とは、相互に観光客の増加につながるような取り組みを行ってまいります。そのほか、インバウンド戦略については、菊池の自然・食・歴史・文化を広くPRするとともに、民泊や温泉を活用し、修学旅行等の教育旅行を誘致するなど、海外からの誘客につなげてまいります。

竜門ダムの活用については、一昨年の全日本マスターズレガッタ大会や昨年の全国高等学校総合体育大会ボート競技大会等、全国規模の大会を誘致し、成功をおさめることができました。また、3月24日からは、オリンピックボート競技の日本代表選考会が開催されます。引き続き各種大会や合宿誘致等に取り組んでまいりま

す。また新たな取り組みとして、地元住民や関係団体等と協力して、竜門ダムのレジャー拠点化に向けた協議を進めてまいります。

商店街の活性化については、年々増加傾向にある空き店舗に、チャレンジショップや新規創業者を呼び込み商店街の活性化を図ります。一方、経営者の高齢化に伴う後継者問題については、商工会をはじめとする関係機関と連携しながら事業承継を推進してまいります。

グリーンツーリズムの推進については、きくちふるさと水源交流館を拠点施設とした都市と農村の交流、子どもたちとの体験活動や「イデベンチャー」など本市の自然をうまく活用したプログラムが大変好評でリピーターも定着しており、今後さらに情報発信を行いながら持続性のある取り組みとして発展させてまいります。また、市内の自然や文化、そこに暮らす人々との交流を楽しむ余暇活動と農家民泊を組み合わせた商品づくりを支援し、都市部の人々と農村に暮らす住民の交流を推進してまいります。

「菊池さくら千年プロジェクト」については、河川堤防や道路沿いへの植樹を進め、令和元年度末までに約800本となります。また、市の取り組みとは別に、NPO等の民間主体での植樹活動にもつながっており、今後も、地域の皆様と連携協力しながら日本一の桜の里づくりを推進してまいります。

3番目に、未来につながる農業力についてであります。

本市の基幹産業である農業については、ブランド競争力の向上や集落営農・後継者対策など、JA菊池と連携しながら農業の持続的発展のための取り組みに注力してまいりました。

米日本一戦略については、菊池米食味コンクールの開催と米・食味分析鑑定コンクール国際大会での金賞獲得に向けた取り組みを継続し、良質米生産の意識向上とブランド化により、消費者や市場関係者等へのPRと販路拡大を図ります。また、九州内の自治体と連携して九州米食味コンクールを継続開催することで、九州米を全国に向けて発信し、「米どころ菊池」としてPRを図ってまいります。

健康食材については、主に中山間地域で栽培されている菊芋、ヤーコンなどについて、健康意識の高い消費者層をターゲットにした商品づくりや販売促進PRを展開し、産地化を図ってまいります。また、市独自の農業生産基準、いわゆる菊池基準の普及推進により、市内物産館やインターネットショップ「菊池まるごと市場」等での販売などを通して「環境王国菊池」の安心・安全な農産物等の情報発信と販売促進を図ってまいります。

農業後継者の育成については、地域の中心となる担い手農家の育成が極めて重要であり、今後も、農業に関する情報提供を行うとともに、農業経営セミナー等を開

催することで、人財の育成・強化を図ってまいります。また、新規農業者への支援として、国の農業次世代人財育成投資資金や本市単独の新規就農奨励金の活用を初め、サポートチームによる巡回指導等を行ってまいります。

農業の省力化、高度化については、アグリサイエンスパーク構想事業をはじめとするロボット技術やICTなどの先端技術を活用したスマート農業の実現に向けた取り組みを進め、農畜産物の品質や生産性の向上を図ってまいります。

農業者の高齢化や農業後継者の減少、耕作放棄地の発生防止や解消については、「人・農地プラン」に基づき、農地中間管理機構の活用等により、個々の農業経営から集落営農組織への転換を図り、法人化をさらに推進します。あわせて、地域の中心となる担い手への農地集積を推進し、農業生産の効率化と農業者の所得向上を図ってまいります。

誘致した育苗企業については、第1期工事が完了し一部で操業を開始されています。現在、第2期工事を実施され、本格稼働に向け整備が進められており、引き続き関係機関と調整を行いながら支援及び協力を行ってまいります。

畜産業の推進については、畜産農家の経営基盤を強化していくため、優良な家畜導入への補助や農業制度資金の利子補給事業、国・県の補助事業を活用した支援を引き続き行ってまいります。また、県と連携し、家畜防疫態勢の整備や畜産環境問題に取り組んでまいります。

農業生産基盤の強化については、各種補助事業に取り組むとともに、区画整備・用排水路・農道等の整備を図り、未整備の地区については、新規採択に向けて推進してまいります。

林業の振興については、引き続き作業路・作業道の開設に対し支援を行い、森林整備や林業経営の安定化を図ります。また、2年目となる森林環境譲与税を活用した事業については、引き続き森林経営管理法に基づく森林整備に関する意向調査を実施するとともに、同税を有効的に活用するために、新規事業の創出も検討しながら、長期的な計画を立ててまいります。

有害鳥獣対策については、捕獲業務委託、狩猟免許取得費用に対する支援等を引き続き行うとともに、捕獲報奨制度の充実を図り、有害鳥獣の個体数調整に努めてまいります。あわせて、野生動物の侵入防止柵の設置に対する支援を行い農林作物の被害の低減を図ってまいります。

次に、明日を担う人財育成についてであります。

これまで、地域づくりは人づくりとの考え方のもと、教育課題や社会情勢に対応した人財の育成に取り組んでまいりました。また、経済的な理由により学業成績が優秀な生徒が、高校や大学へ進学を断念することがないように給付型奨学金の運用を

始めております。

学校教育については、本年4月から新学習指導要領がスタートし、小学校では「プログラミング教育」や「外国語教育」が本格導入されます。また、令和元年6月には「学校教育の情報化の推進に関する法律」が施行され、GIGAスクール構想が発表されました。教育の情報化について、本市では先進的に取り組んでまいりましたが、さらに国が提唱する「一人一台の端末整備」の実現に向け、充実を図ってまいります。

中学生のリーダー育成プログラムである宿泊型研修「プラチナ森の学校・きくち」や「プラチナ未来人財育成」、小学生の「笑育」事業については引き続き実施し、子どもたちの自発性やコミュニケーション能力の向上を目指します。

また、不登校等の問題やプログラミング教育の推進など、困難な教育課題については、関係機関や大学等との連携を図り、問題解決に努めてまいります。

なお、市内3高校の魅力化に向けた取り組みについても、引き続き支援を行ってまいります。

学校施設については、「公立学校施設個別施設計画」をもとに計画的な小中学校の大規模改修を含めた施設の長寿命化を進めてまいります。令和2年度から令和4年度までの3年間については、泗水中学校の長寿命化改修工事に取り組んでまいります。

地域と学校の連携・協働については、地域住民や保護者等の参画により地域全体で子どもたちの成長を支えるとともに、地域の創生につながるよう学校運営協議会制度の導入を推進し、地域学校協働活動事業との一体的推進を図りながら、体制づくりを進めてまいります。

生涯学習の推進については、生涯学習社会の実現や地域のさまざまな課題解決のため、生涯学習基本計画を策定するとともに、市民誰もが新たな学びができる場の創出に努めてまいります。

また、学校を核とした地域づくりを推進するため、各学校に学校支援や地域貢献活動を行う推進員を配置するとともに、地域学校協働本部を設置し、地域学校協働活動事業の充実を図ってまいります。

さらに、地域未来塾については、各学校の課題を整理しながら一層の推進を図るとともに、高校生による学習支援員の拡充を図ってまいります。

生涯学習センター「キクロス」については、平成29年のオープン以来、中央図書館は2年間で来館者30万人を突破するなど、図書館利用者は大きく増加しています。令和2年度は、特に学校との連携を強化し、成長段階に応じた読書活動の推進に取り組むとともに、企業・行政・市民団体との連携を強化し、市民の課題解決

や生涯学習推進のための必要な情報提供に努めてまいります。

また、公民館においては、市民のニーズと社会の要請を踏まえ、各公民館連携による主催講座の充実を図るとともに、地域の課題解決やコミュニティの活性化に向け、関係団体等と連携・協働した講座を実施します。あわせて、自治公民館活動の活性化に向けた取り組みも行ってまいります。

若者向けの人財育成講座については、地域が抱える課題の解決を目指して継続的に活動し、実践できるまちづくり人財育成講座を行うことにより、学ぶだけではなく、実際にまちづくりのリーダーになり得る人財の養成を行ってきました。令和2年度は、応用・発展的な連続講座を実施し、実践的スキルやノウハウを身につけた人財の育成を目指してまいります。

菊池川流域日本遺産については、引き続き4市町で連携して日本遺産認定ガイドのフォローアップ講座を開催し、顧客満足度の高いガイドを目指してさらなるスキルアップに取り組みます。あわせて、小学生を中心に、出前講座等を活用した周知・啓発を行ってまいります。

鞠智城跡の国営公園化に向けた取り組みについては、引き続き認知度向上や国営公園化の機運醸成を図るため、県や山鹿市と共同での「鞠智城の日」を開催するなどPR活動を行ってまいります。

次に、人と環境にやさしいまちづくりについてであります。

まず最初に、一人ひとりが輝き支え合うまちということについてお話しをいたします。

人権教育・啓発の推進については、「菊池市人権教育・啓発基本計画」改訂版に基づき、差別意識を解消し、お互いの人権を尊重する、差別のない明るいまちづくりを目指してまいります。各種人権啓発研修会、ふるさと懇談会などを継続するとともに、「部落差別解消推進法」「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」の人権三法の周知を引き続き行ってまいります。

次に、笑顔で健康に暮らせるまちであります。

子育て支援については、子どもの健全育成や子育て世代の経済的な負担の軽減のために、中学生までのこども医療費の完全無料化を実現するとともに、子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠・出産・子育て期における切れ目のない支援体制の整備を行ってまいりました。今後は、増加傾向にある児童虐待やDVに対して、迅速かつ適切に対応するための体制を強化しながら、育児不安の解消、育児の孤立化を防止するための子育て支援拠点の充実に努めてまいります。

高齢者支援については、高齢者が住みなれた地域で元気でいきいきと暮らすことができるよう、「いきいき100歳体操」を実施する住民主体の通いの場のさらな

る増加を目指してまいります。また、「認知症サポーター」を養成し、「大きなオレンジリングまちいっぱい活動」登録者と店舗をふやし、認知症の方や家族に優しいまちづくりを推進してまいります。

福祉の充実については、「地域力を高めるためのつながりづくり」、「健康と安心づくり」、「多様な生活課題への対応」などに取り組み、誰もが安心して暮らせるよう地域福祉を推進してまいります。

また、「第6期菊池市障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を策定し、一人ひとりのニーズに即した障がい福祉サービスの提供に努めてまいります。

市民の健康については、母子等保健センターの整備や乳がん個別検診の推進、健康ポイント事業などに取り組んでまいりました。引き続き市民の健康づくりへの関心を高め、自主的な取り組みを推進するために、ICTの活用等も検討しながら、健康ポイント事業の拡充や健康づくり運動の啓発・支援等に取り組んでまいります。また、生活習慣病の予防及び重症化予防を進め、健診結果に基づいた保健指導の充実に努めるとともに、子どもたちの健やかな育ちと安心して子育てできる環境づくりとして、母子等保健センターの開設による子どもの健診や相談の充実を図ってまいります。

次に、住みやすさを実感できるまちについてであります。

公共交通については、日常生活に必要な移動手段である路線バスへの支援やべんりカー、あいのりタクシーの運行を継続するとともに、利用者の利便性向上を図るため、べんりカーの運行データ調査やアプリ・タブレットを利用したあいのりタクシー予約システムの実証事業を行います。

移住・定住の推進については、引き続き空き家バンク制度の周知を図り、空き家物件情報の充実と活用に努めてまいります。また、お試し住宅の利用や体験ツアー等を通して、本市への関心を高めていただき移住促進を図ってまいります。

道路整備については、森北1号線、中辻葬祭場線、堀切1号線、野間口線等の道路整備工事が完成し、市民生活における利便性の向上と地域の活性化及び交通の安全確保につなげてまいりました。国県道については、国道325号の4車線化と国道387号の花房交差点の改良及び県道原植木線や菊池赤水線の整備推進を中心に、未改良区間の整備要望を引き続き行ってまいります。市道の整備については、現在着手している路線の早期完了を目指してまいります。また、橋りょうの維持管理については、長寿命化計画をもとに効率的に整備を進めてまいります。

交通安全・防犯対策については、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、カーブミラー等交通安全施設の整備や防犯灯の設置を引き続き実施するとともに、令和元年度に設置した防犯カメラについては、その運用や課題等を検証

してまいります。また、多発する高齢者ドライバーの交通事故対策については、免許証返納対策とともに自動車の安全運転支援装置への助成等について検討してまいります。

公園整備については、鴨川公園や亀尾城址公園など市民の憩いの場として整備を行ってまいりました。今後は、花房坂周辺公園整備について協議を進めてまいります。

公営住宅の整備については、長寿命化計画に基づき、計画的かつ効率的な改修工事を行うことで、コストの削減を図りながら、快適な住環境の提供に努めてまいります。

家庭ごみの分別方法等の変更については、菊池環境保全組合新環境工場等の供用開始に伴う令和3年度からの本市全域加入により、1年間前倒しして令和2年4月1日から、菊池地区、七城地区及び旭志地区において、新しいごみ分け方・出し方等による試行を開始します。

また、新環境工場建設予定地周辺地域における生活環境の改善のため進めております桜山地区コミュニティーハウス（仮称）建設事業については、令和2年度中の竣工を目標に事業に取り組んでまいります。桜山地区内の道路側溝や既存調整池等の整備については、引き続き計画的に進めてまいります。

畜産バイオマスの利活用については、これまでの調査の結果、大規模バイオガス発電では事業採算面が厳しいことや、原料となるスラリーの減少が今後予想されることなどの課題が明らかになりました。今後は、民間事業者や個別農家等の状況も把握しつつ、新たな活用方法について検討してまいります。

地下水対策事業については、継続して熊本大学との共同研究により地下水の水質調査を行い、汚染原因の究明に努めます。また、農用地における野積堆肥の巡回・指導を引き続き行うとともに、地域の現状を把握しながら地下水対策協議会を定期的に開催し、対策を進めてまいります。

浄水器の設置希望者については、水質検査の結果により水質基準を超過した方を対象に設置費用の支援を行い、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ってまいります。また、小規模水道施設整備等事業については、引き続き新設、改修及び増設を希望する組織等に対し支援を行い安全な飲用水の確保に努めてまいります。

水道事業については、新たな「菊池市水道ビジョン」に基づき、安全でおいしい水道水を安定して供給するため、安全、強靱、持続の観点から経年劣化したポンプの交換や配水管の布設がえを順次行ってまいります。

下水道事業については、施設の老朽化対策として、引き続き菊池市浄水センターの改築更新に取り組むとともに、富の原地区の管渠整備に着手し、水洗化促進に努

めてまいります。また、浄化槽区域については、引き続き浄化槽市町村整備推進事業に取り組み、汚水処理人口普及率の向上に努めます。なお、令和2年度から公営企業会計に移行し、経営基盤の強化と経営の健全化につなげてまいります。

次に、美しさを実感できるまちについてであります。

菊池のかんがい用水群、これには築地井手、原井手、今村井手、宝永隧道、古川兵戸井手が含まれますが、世界かんがい施設遺産に登録されました。本年10月には「第1回世界かんがい施設遺産全国大会inくまもと」が熊本市で開催され、本市のかんがい施設遺産が見学コースに組み込まれる予定となっており、内外に本市のPRを図ってまいります。

花と緑のまちづくりについては、「もりまちプロジェクト」において中心市街地の空き地等の緑地化に取り組んでまいりました。今後は、市民参画をベースとしたコミュニティガーデン等の推進を図り、引き続き花と緑にあふれた魅力ある「もりまちづくり」「はなまちづくり」を進めてまいります。

「かわまちづくり」については、地元の皆様や観光協会、また、国土交通省や大学等と連携し、新たな水辺の活用方法について、社会実験等を通して模索してきました。今後も「かわ」と「まち」をつなぐ取り組みを進めてまいります。

また、国の中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金を有効に活用し、集落ごとの共同活動を行う組織に対し支援を行い、中山間地を初めとする農地の活用・保全に努め、農業や農村の持つ多面的機能の維持と増進を図ってまいります。

次に、働き方改革と行政サービスの改善についてであります。

行政サービスの拠点となる支所庁舎については、「菊池市支所庁舎施設利活用基本計画」に沿って、耐震性やバリアフリー等を考慮し、支所庁舎の整備に取り組んでまいりました。旭志、泗水支所については、庁舎の整備が完了しますので、駐車場などの外構工事を進めます。また、七城支所については、庁舎の縮小建替方針に伴い、整備を進めてまいります。

その他の公共施設については、将来にわたって良質な公共施設を維持・管理するための「菊池市公共施設等総合管理計画」や「個別施設計画」に基づき、最適な保有総量に向けた推進を図ってまいります。

事務ICT化推進による合理化・迅速化・仕事見直しについては、「情報化推進基本方針」及び「情報化推進アクションプラン」等に基づき、職員が手作業で行っていたコンピュータへの入力作業を自動化できるRPAの試行や情報システムの調達の適正化などに取り組み、事務の効率化を進めてまいります。

職員の人財育成については、管理職のマネジメント能力の向上のための研修を実施するとともに、事務ミスを防ぐための仕組みを構築し、事務品質やサービスの向

上を図ってまいります。

女性の活躍や働き方改革の推進については、審議会・市民講座・セミナーの開催、市民協働でのフォーラムの開催や情報誌の作成などによる人財育成と意識啓発に取り組めます。また、多様な視点で施策が実行できるよう審議会等への女性登用率アップを図ります。

以上、るる申し述べましたが、私は市長就任以来、菊池市の発展にとって何が重要で、何が必要かを常に考えてまいりました。そうした中、「ないものねだりではなく、あるもの探し」、そして「協働」、この二つのキーワードがさまざまな課題の解決や新たな創造において不可欠であると、そういう思いを一段と強くしております。

以前から申し上げておりますとおり、菊池は宝の山であります。眠った宝を掘り起こし、整え、磨き上げれば、どこにも負けない輝きと力を発揮します。イデベンチャーしかり、菊池一族しかり、米づくりしかりであります。もっともっと、鳥の目、虫の目、魚の目の3つの目で市民の皆さんと一緒に宝を探し、磨き上げていきたいと思っております。

また、もう一つの「協働」は、ラグビー日本代表がすばらしさを教えてくれた「ワンチーム」の考え方であります。ラグビー日本代表のスローガンであるワンチームは、出身地や文化、宗教、背景などが違っても目標に向かって一致団結し、その違いを乗り越えて一つになるチームへの深い思いが込められております。

地域間競争が一段と厳しくなる中、これからの地方に真に必要なのはこの団結力ではないでしょうか。ふるさとの活性化を「自分ごと」として捉え、官民一体、市民協働の中で力を寄せ合い、励まし合い、助け合いながらともにまちづくりを進めていくことが極めて大事だというふうに思います。まずは、一人ひとりができることから地道に、着実に実行していきたいと、そのように考えております。

玄関前の小さな花植えも千軒が連なれば、人を惹きつけるすばらしい光景になるわけであります。すぐに花開くものではございませんが、日々の積み重ねがあつてこそ、将来に大きく花開き、実を結ぶことであると確信しております。

自然の恵みを大切にし、自然を生かして持続可能な発展を続けていく「安心・安全の『癒しの里』きくち」の実現に向けまして、これからも全力で取り組んでまいります。

それでは、ただいま上程されました議案につきましてご説明を申し上げます。

議案その1の1ページをお願いいたします。

議案第3号は、地方自治法の規定により、基金の設置に伴う、がんばるふるさと菊池応援基金条例の新規制定、議案第4号は、地方自治法の規定により、公の施設

の設置に伴う、菊池市こども健診センター設置条例の新規制定、議案第5号は、国家公務員の特別職及び熊本県特別職の給与改定に伴う、菊池市長等の給与及び旅費に関する条例並びに菊池市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正、議案第6号は、人事院勧告及び熊本県人事委員会勧告に伴う、菊池市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正、議案第7号は、地方公務員法の一部改正に伴う、菊池市防災行政情報通信サービスの運用に関する条例及び菊池農業振興地域整備促進協議会条例の一部改正、議案第8号は、ふるさと創生市民広場再整備の完了に伴う、菊池市ふるさと創生市民広場再整備市民検討委員会条例の廃止、議案第9号は、市民広場再整備市民検討委員会の廃止に伴う、特別職の職員で非常勤のものゝ報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正、議案第10号は、マイナンバーカードの普及及び市民サービスの向上を図るための、菊池市手数料条例の一部改正、議案第11号及び議案第12号は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行等に伴う、菊池市印鑑の登録及び証明に関する条例及び菊池市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正、議案第13号は、厚生労働省令であります放課後児童健全育成事業の整備及び運営に関する基準の一部改正等に伴う、菊池市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正、議案第14号は、本市のかわまちづくりを推進するための、菊池市かわまちづくり計画検討協議会条例の一部改正、議案第15号は、支所整備による、七城・旭志の公民館・図書館・多目的研修センターの地番変更に伴う、菊池市公民館条例等の一部改正、議案第16号は、七城運動公園のゲートボール場をミニサッカー場に改修することに伴う、菊池市七城運動公園条例の一部改正、議案第17号は、地方自治法の一部改正等に伴う、菊池市監査委員に関する条例及び菊池市水道事業の設置等に関する条例の一部改正でございます。

次に、議案その2をお願いいたします。

1ページの議案第18号、令和元年度菊池市一般会計補正予算（第10号）につきましては、予算の総額から3億9,620万6,000円を減額するものでございまして、補正の主なものとしましては、小中学校ICT教育推進事業、地方創生拠点整備交付金事業及び事業費の確定見込みによる減額補正などが主なものでございます。

議案第19号から議案第27号までの9議案につきましては、各特別会計の補正予算でございまして、補正の主なものとしましては、菊池市介護保険事業特別会計の居宅介護サービス給付負担金の減額及び各会計の事業費の確定見込みによる減額などでございます。

また、別冊となっております議案第28号から議案第34号までの7議案につきましては、令和2年度の当初予算でございます。

議案その1に戻っていただきまして、その43ページをお願いいたします。

議案第35号、第四次菊池市行政改革大綱の策定については、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

以上、内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、慎重ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（柁原賢一君） ここで、10分間休憩します。

○

休憩 午前10時47分

開議 午前10時55分

○

○議長（柁原賢一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） 改めまして、皆様、おはようございます。

それでは、提案いたします議案第3号から議案第35号までの33議案につきまして、一括して説明いたします。

議案その1の1ページをお願いいたします。

議案第3号、がんばるふるさと菊池応援基金条例の制定については、がんばるふるさと菊池応援基金を設置するに当たり、地方自治法の規定により、条例を制定するもので、2ページが条例案でございます。

第1条で設置、第2条で積立て、第3条で管理、第4条で運用益金の処理、そのその他基金の管理に関し、必要な事項を定めるものでございます。

なお、この条例は、令和2年4月1日から施行することとしております。

次に、3ページをお願いいたします。

議案第4号、菊池市こども健診センター設置条例の制定については、泗水支所庁舎を複合施設として整備するに当たり、これまで複合施設には「母子等保健センター」の名称を用いておりましたが、「菊池市こども健診センター」を正式名称として定め、設置するに当たり、地方自治法の規定により、条例を制定するもので、4ページから5ページまでが条例案でございます。

第1条で設置、第2条で名称及び位置、第3条で管理、第4条で事業、その他公

の施設の管理に関し、必要な事項を定めるものでございます。

なお、この条例は、令和2年4月1日から施行することとしております。

次に、7ページをお願いいたします。

議案第5号、菊池市長等の給与及び旅費に関する条例並びに菊池市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

国家公務員の特別職及び熊本県特別職の給与改定に準じて、本市特別職の職員の給与を改定するために条例を改正するもので、8ページが条例案でございます。

なお、この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとしております。

次に、9ページをお願いいたします。

議案第6号、菊池市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。

人事院勧告及び熊本県人事委員会勧告に基づき実施された公務員の給与改定に準じて、本市一般職の職員の給与を改定するために条例を改正するもので、10ページから16ページまでが条例案でございます。

なお、この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとしております。

次に、17ページをお願いいたします。

議案第7号、菊池市防災行政通信情報サービスの運用に関する条例及び菊池農業振興地域整備促進協議会条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

地方公務員法の一部改正に伴い、条例を改正するもので、18ページが条例案でございます。

なお、この条例は、令和2年4月1日から施行することとしております。

次に、19ページをお願いいたします。

議案第8号、菊池市ふるさと創生市民広場再整備市民検討委員会条例を廃止する条例の制定についてでございます。

ふるさと創生市民広場再整備の完了に伴い、条例を廃止するもので、20ページが条例案でございます。

なお、この条例は、公布の日から施行することとしております。

次に、21ページをお願いいたします。

議案第9号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案第8号の市民広場再整備市民検討委員会の廃止に伴い、条例を改正するもの

で、22ページが条例案でございます。

なお、この条例は、公布の日から施行することとしております。

次に、23ページをお願いいたします。

議案第10号、菊池市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

マイナンバーカードの普及及び市民サービスの向上を図るために、条例の一部を改正するもので、24ページから25ページまでが条例案でございます。

なお、この条例は、令和2年9月1日から施行することとしております。

次に、27ページをお願いいたします。

次の2議案は、関連がございまして、議案第11号、菊池市印鑑の登録及び証明に関する条例並びに菊池市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、及び29ページの議案第12号、菊池市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行等に伴い、条例を改正するものでございまして、28ページが、菊池市印鑑の登録及び証明に関する条例、30ページから31ページまでが、菊池市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の条例案でございます。

なお、どちらの条例も、公布の日から施行することとしております。

次に、33ページをお願いいたします。

議案第13号、菊池市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

厚生労働省令であります、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正等に伴い、条例を改正するもので、34ページが条例案でございます。

なお、この条例は、令和2年4月1日から施行することとしております。

次に、35ページをお願いいたします。

議案第14号、菊池市かわまちづくり計画検討協議会条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本市のかわまちづくり計画に基づき、かわまちづくりを推進するに当たり、条例の一部を改正するもので、36ページが条例案でございます。

なお、この条例は、令和2年4月1日から施行することとしております。

次に、37ページをお願いいたします。

議案第15号、菊池市公民館条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。

支所整備により、七城・旭志の公民館・図書館・多目的研修センターの地番の変更等が生じることに伴い、条例を改正するもので、38ページが条例案でございます。

なお、この条例は、公布の日から施行することとしております。

次に、39ページをお願いいたします。

議案第16号、菊池市七城運動公園条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

七城運動公園のゲートボール場をミニサッカー場に改修することに伴い、条例を改正するもので、40ページが条例案でございます。

なお、この条例は、令和2年4月1日から施行することとしております。

次に、41ページをお願いいたします。

議案第17号、菊池市監査委員に関する条例及び菊池市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

地方自治法の一部改正等に伴い、条例を改正するもので、42ページが改正する条例案でございます。

なお、この条例は、令和2年4月1日から施行することとしております。

次に、議案その2をお願いいたします。

議案その2の1ページをお願いいたします。

議案第18号、令和元年度菊池市一般会計補正予算（第10号）でございます。

あけていただき、3ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額から3億9,620万6,000円を減額し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ291億4,478万6,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、国の補正予算に伴う、小中学校ICT教育推進事業、地方創生拠点整備交付金事業等による増額補正、及び事業費の確定見込みによる減額補正が主なものでございます。

それでは、歳入について、事項別明細によりご説明いたします。

12ページをお願いいたします。

1 枠目の款1 市税、項1 市民税1億4,724万4,000円及び2 枠目の項2 固定資産税3,672万2,000円の増額は、収入見込み額の確定によるものでございます。

13ページをお願いいたします。

3 枠目の款1 1 地方交付税6億5,763万7,000円の増額は、普通交付税の交付額確定によるものでございます。

次に、16ページをお願いいたします。

最下段の款15国庫支出金、項2国庫補助金、目2総務費国庫補助金、節1総務管理費補助金のうち、2段目の地方創生拠点整備交付金4,901万8,000円の増額は、国の補正予算による泗水養生市場賑わい創出事業の実施に伴う増額でございます。

17ページをお願いいたします。

目6商工費国庫補助金7,638万4,000円の減額は、消費税率の引き上げに伴い、全額国費にて実施しております、低所得者や子育て世代を対象としたプレミアム付商品券販売のための事業費の確定見込みによる減額でございます。

同じく、目9教育費国庫補助金、節2小学校費補助金のうち1段目の学校情報通信技術環境整備事業費補助金1億350万円及び節3中学校費補助金4,550万円の増額は、国の補正予算によるGIGAスクール構想の実現に向けた校内通信ネットワーク整備事業の実施に伴う増額でございます。

次に、23ページをお願いいたします。

3枠目の款18寄附金、項1寄附金、目1一般寄附金、節1一般寄附金のうち、2段目のがんばるふるさと菊池応援寄附金8,000万円の減額は、ふるさと納税納付額の確定見込みによるものでございます。

最下段の款19繰入金、項3基金繰入金、目1財政調整基金繰入金につきましては、補正予算の財源調整でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

35ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目9地域振興費、最下段のふるさと納税促進事業3,998万8,000円の減額は、ふるさと納税納付額の確定見込みによる返礼品等の減額でございます。

次に、69ページをお願いいたします。

款5農林水産業費、項1農業費、目4農業振興施設費、地方創生拠点整備交付金事業9,888万2,000円の増額は、泗水養生市場の増改築事業でございます。

こちらは、国の補正予算による事業となっており、市の負担額につきましては、一般補助施設等整備債が100%充当され、後年度における元利償還金の50%を公債費方式により基準財政需要額に算入、残余につきましても単位費用により措置されることから、実質的な市の負担はございません。

次に、74ページをお願いいたします。

款6商工費、項1商工費、目1商工総務費、最下段のプレミアム付商品券事業7,638万4,000円の減額は、歳入でご説明しましたとおり、低所得者や子育て

世代を対象としたプレミアム付商品券販売のための事業費の確定見込みによる減額でございます。

次に、92ページをお願いいたします。

1 枠目の款9 教育費、項2 小学校費、目1 学校管理費、3 段目の学校ICT教育推進事業（小学校）工事請負費2億700万円の増額は、歳入でご説明しました国の補正予算によるGIGAスクール構想の実現に向けた校内通信ネットワーク整備事業実施に伴う増額でございます。

次に、94ページをお願いいたします。

款9 教育費、項3 中学校費、目1 学校管理費、学校ICT教育推進事業（中学校）工事請負費9,100万円の増額につきましても、さきに説明しました小学校分と同様、国の補正予算による事業となっております。

その他人件費の確定見込みに伴う補正や、各特別会計の事業費の確定見込みによる繰出金の補正等を行っております。

それでは、8ページに戻っていただきますようお願いいたします。

第2表、繰越明許費補正でございます。

追加12件、変更2件となっておりますが、繰り越しの理由としましては、工法等の見直しが必要となったもの、関係機関との協議や調整に不測の日数を要したものの、業者選定や資材の調達が困難となったもの及び国の補正予算によるものでございます。

9ページをお願いいたします。

第3表、地方債補正でございます。

内容としましては、国の補正予算による事業実施のための補正予算債の増額及び事業費確定見込みによる市債の増減が主なものとなっております。

次に、113ページをお願いいたします。

議案第19号、令和元年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

あけて、115ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に1,332万2,000円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ68億916万9,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、医療給付費の確定見込みによる増額が主なものとなっております。

次に、129ページをお願いいたします。

議案第20号、令和元年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

あけて、131ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額から458万7,000円を減額し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,613万9,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金の減額が主なものとなっております。

次に、137ページをお願いいたします。

議案第21号、令和元年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）でございます。

あけて、139ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額から1億5,702万8,000円を減額し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ58億4,957万6,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、居宅介護サービス給付負担金の減額が主なものとなっております。

次に、155ページをお願いいたします。

議案第22号、令和元年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）でございます。

あけて、157ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額から551万1,000円を減額し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ10億3,862万7,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、事業費の確定見込みによる減額補正が主なものでございます。

159ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費でございます。

繰り越しの理由といたしましては、入札不調に伴い、設計内容変更等に不測の日数を要したことによるものでございます。

次に、165ページをお願いいたします。

議案第23号、令和元年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）でございます。

あけて、167ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額から267万1,000円を減額し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ5億4,426万9,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、事業費の確定見込みによる減額補正が主なものでございます。

169ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正でございます。

内容としましては、事業費の確定見込みによる市債の減額となっております。

次に、177ページをお願いいたします。

議案第24号、令和元年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

あけて、179ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額から2,655万4,000円を減額し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,703万9,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、事業費の確定見込みによる減額補正が主なものでございます。

182ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正でございます。

内容としましては、事業費の確定見込みによる市債の減額となっております。

次に、189ページをお願いいたします。

議案第25号、令和元年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

あけて、191ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額から331万9,000円を減額し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ4億307万7,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、事業費の確定見込みによる減額補正が主なものでございます。

次に、199ページをお願いいたします。

議案第26号、令和元年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第4号）でございます。

あけて、201ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額から3,629万6,000円を減額し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ14億2,858万4,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、民間譲渡に伴い、施設建設時に借り入れた市債の一部を翌年度に繰上償還する必要があるため、ひとまず基金に積み立てるもの及び事業費の確定見込みによる減額補正が主なものでございます。

次に、213ページをお願いいたします。

議案第27号、令和元年度菊池市水道事業会計補正予算（第2号）でございます。あけていただき、214ページをお願いいたします。

今回の補正の主なものにつきましては、第3条の収益的収入及び支出におきまして、水道事業収益を1,884万5,000円減額し、総額を6億6,582万円へ、水道事業費用を2,113万9,000円減額し、総額を6億1,125万3,000円とするものでございます。

収益的収入の減額の主な内容としましては、給水収益の減でございます。

第4条の資本的収入及び支出につきましては、資本的収入を2,656万5,000円減額し、総額を2億1,275万1,000円へ、資本的支出につきましては、8万9,000円減額し、総額を5億2,844万5,000円とするものでございます。

資本的支出の内容としましては、建設改良事業費の確定に伴う企業債の減が主なものでございます。

第5条の企業債につきましては、企業債借入額の限度額を3,350万円減額し、1億5,600万円とするものでございます。

第6条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費におきまして、人件費の減額補正に伴い、20万円減額し、総額を5,720万6,000円とするものでございます。

次に、別冊となっております、議案第28号から議案第34号までの一般会計・各特別会計・上下水道事業会計の令和2年度当初予算の概要につきましては、予算に関する説明資料により説明いたしますので、そちらのほうをごらんください。こちらの予算に関する説明資料になります。

それでは、予算に関する説明資料の1ページをお願いいたします。

令和2年度の菊池市の財政規模でございます。

一般会計につきましては、予算総額275億8,200万円で、令和元年度と比較しまして、8億500万円、2.8%の減となっております。

主な事業内容としましては、泗水中学校長寿命化改良事業5億4,418万9,000円、北岸線道路改良事業2億円、公営住宅ストック総合改善事業1億5,865万円、鴨川公園板井線道路改良事業1億2,048万6,000円、松尾川整備事業1億円及び七城、旭志、泗水各支所の庁舎施設等整備事業2億3,591万7,000円などが主なものでございます。

続きまして、特別会計について説明させていただきます。

まず、国民健康保険事業会計でございますが、予算総額68億6,047万6,000円、対前年度比1億414万5,000円、1.5%の増で、主に療養給付

費負担金及び高額医療費負担金の増によるものでございます。

次に、後期高齢者医療事業会計につきましては、予算総額6億3,465万9,000円、対前年度比4,643万5,000円、7.9%の増で、主に後期高齢者医療広域連合納付金の増によるものでございます。

次に、介護保険事業会計につきましては、予算総額58億5,595万6,000円、対前年度比1,065万1,000円、0.2%の減で、主に居宅介護サービス給付費負担金等が微減となっていることによるものでございます。

最後に、特別養護老人ホーム会計につきましては、予算総額3億7,712万4,000円、対前年度比3億8,906万円、50.8%の減で、運営自体は民間に移譲しますことから、移譲に伴う国県補助金返還金及び地方債の繰上償還分が主なものとなっております。

以上、特別会計全体では137億2,821万5,000円で、対前年度比2億4,913万1,000円、1.8%の減となっております。

次に、水道事業会計につきましては、予算総額11億4,496万9,000円で、対前年度比1,362万2,000円、1.2%の減となっております。

次に、下水道事業会計につきましては、令和2年度が企業会計移行初年度となります。その予算総額は30億2,179万4,000円となっております。

次に、2ページをお願いいたします。

令和2年度目的別歳入予算の状況についてでございます。

表中、主なものを説明させていただきます。

最上段の市税につきましては、54億1,491万1,000円で、対前年度比3,280万7,000円、0.6%の減となっており、法人市民税について、制度改正に伴う減収を見込んでおります。ただし、減収分につきましては、新設されます法人事業税交付金として、県から交付されることとなります。

次に、地方譲与税から地方交付税までにつきましては、国の地方財政計画と本市の実績等を精査した上で、見込み額を計上いたしております。

その中で、地方消費税交付金11億3,600万円につきましては、昨年10月に消費税率の改定が実施されましたことから、その影響額を見込んでおります。

地方交付税につきましては、1億円増の総額76億円を見込んでおります。

次に、国庫支出金は37億2,964万7,000円で、対前年度比2億644万2,000円、5.9%の増となっております。

主な要因は、幼児教育・保育の無償化に伴う子どものための教育・保育給付費交付金などの増によるものでございます。

次に、県支出金は24億7,521万4,000円で、対前年度比3億4,70

7万2,000円、12.3%の減となっております。

主な要因は、産地パワーアップ事業補助金などの減によるものでございます。

次に、繰入金は33億3,378万2,000円で、対前年度比1,980万4,000円、0.6%の減となっております。

主な要因は、企業誘致促進基金繰入金の減によるものでございます。

最後に、市債は23億150万円で、対前年度比7億3,500万円、24.2%の減となっております。

主な要因は、旭志支所及び泗水支所の改修のための財源として活用しております、合併特例事業債の減などがございます。

次に、3ページをお願いいたします。

令和2年度目的別歳出予算の状況でございます。

表中、主なものを説明させていただきます。

まず、議会費は2億676万4,000円で、対前年度比203万2,000円、1.0%の増となっております。

次に、総務費は31億9,347万2,000円、対前年度比3,079万8,000円、1.0%の減で、旭志支所及び泗水支所改修事業費が減となった影響によるものでございます。

次に、民生費は97億5,332万5,000円、前年度比517万9,000円、0.1%の減となっております。

次に、衛生費は22億7,516万円、前年度比1億1,222万1,000円、5.2%の増で、主に新工場が稼働予定の菊池環境保全組合負担金の増によるものでございます。

次に、農林水産業費は20億6,639万9,000円、前年度比6億6,289万5,000円、24.3%の減で、主に産地パワーアップ事業補助金及び旭志地区の多目的研修センター整備事業の完了による減によるものでございます。

次に、商工費は3億7,581万2,000円、前年度比2億8,187万7,000円、42.9%の減で、主に企業誘致等推進事業の減によるものでございます。

次に、土木費は23億7,393万4,000円、前年度比1億9,639万9,000円、7.6%の減で、主に道路橋りょう新設改良事業費の減によるものでございます。

次に、消防費は8億9,227万1,000円、前年度比5,978万1,000円、7.2%の増で、主に菊池広域連合負担金の増によるものでございます。

次に、教育費は28億5,948万8,000円、前年度比4億5,575万8,

000円、19.0%の増で、主に泗水中学校長寿命化改良事業の増によるものでございます。

次に、災害復旧費は4,245万9,000円、前年度比9,688万2,000円、69.5%の減で、熊本地震復興基金事業費の減によるものでございます。

次に、公債費は35億2,291万6,000円、前年度比9,656万7,000円、2.7%の減ですが、公債費は通常年2年の償還でございしますが、令和元年度は償還日の関係で、一部の市債について年3回の償還が必要であったためであり、令和2年度は通常年2回の償還となることによる減でございします。

最後に、諸支出金は5,529万9,000円の減、ゼロとなっております。これは統合前の簡易水道事業に係る経費のうち、国が示した繰出基準に合致する経費及び辺地対策事業債の交付税措置分について、水道事業会計に繰り出しているものでございますが、令和2年度から下水道事業の企業会計移行に伴い、下水道事業の繰り出しをそれぞれの目的に応じた予算費目で計上することから、水道事業への繰り出しも同様の扱いとし、衛生費に組み替えることによるものです。

なお、4ページから8ページにかけまして、性質別歳入予算分析表、目的別性質別歳出予算分析表を記載しております。

また、別冊の一般会計・各特別会計・上下水道事業会計の主要事業につきましても、後ほどごらんいただきたいと思います。

以上が、一般会計・各特別会計・上下水道事業会計の令和2年度当初予算の概要でございます。

それでは、議案その1にお戻りいただきますようお願いいたします。

議案その1の43ページをお願いいたします。

議案第35号、第四次菊池市行政改革大綱の策定についてでございます。

地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例の規定により、議会の議決をお願いするもので、大綱は別冊となっております。

本大綱は、「一人ひとりの意識改革と行動による行財政の効率化」をテーマとして、令和2年度から令和6年度までの5年間を実施期間とした大綱となっております。

以上、議案第3号から議案第35号までの説明とさせていただきます。

○議長（柁原賢一君） 以上で、議案の説明を終わります。

○

#### 日程第4 報告第1号 上程・報告・質疑

○議長（柁原賢一君） 次に、日程第4、報告第1号を議題とします。

提出者の報告を求めます。

総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） それでは、議案その1の45ページをお願いいたします。

報告第1号、専決処分の報告についてでございます。

地方自治法の規定により、議会において指定されている事項について専決処分いたしましたので、これを報告するものでございます。

あけていただき46ページが、専決第1号専決処分書で、交通安全施設の物損事故による損害賠償に係る額の決定について、令和2年2月10日に専決処分いたしましたものでございます。

事故発生日は、令和2年1月5日、相手方は記載のとおりでございます。

事故の概要は、設置されていたカーブミラーの支柱が、老朽化により倒壊し、相手方所有のブロック塀を損壊させ、損害を与えたものでございます。

損害賠償の額は、4万7,300円、その他決定事項は、記載のとおりでございます。

以上、報告第1号につきまして、報告させていただきます。

○議長（柁原賢一君） 以上で報告を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（柁原賢一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

お知らせします。次の会議を2月27日午前10時から開き、質疑及び委員会付託を行います。議案に対する質疑を行う方は、事務局備えつけの様式により、その要旨を具体的に記載し、2月25日の正午までに事務局に提出をお願いします。

本日は、これにて散会します。

全員、ご起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。

○  
散会 午前11時39分

第 2 号

2 月 2 7 日

# 令和2年第1回菊池市議会定例会

## 議事日程 第2号

令和2年2月27日（木曜日）午前10時開議

第1 質疑

第2 委員会付託

---

本日の会議に付した事件

日程第1 質疑

日程第2 委員会付託

---

出席議員（20名）

1番	田中教之君
2番	福島英徳君
3番	緒方哲郎君
4番	後藤英夫君
5番	平直樹君
6番	東奈津子さん
7番	坂本道博君
8番	水上隆光君
9番	猿渡美智子さん
10番	松岡讓君
11番	荒木崇之君
12番	柁原賢一君
13番	工藤圭一郎君
14番	城典臣君
15番	大賀慶一君
16番	水上彰澄君
17番	二ノ文伸元君
18番	泉田栄一朗君
19番	木下雄二君
20番	山瀬義也君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

市 長	江 頭 実 君
副 市 長	芳 野 勇一郎 君
政策企画部長	元 島 加奈子 さん
総 務 部 長	上 田 敏 雄 君
市民環境部長	古 田 浩 敏 君
健康福祉部長	泉 大 助 君
経 済 部 長	笹 本 義 臣 君
建 設 部 長	中 村 喜 範 君
七 城 支 所 長	上 村 雅 一 君
旭 志 支 所 長	岩 根 卓 士 君
泗 水 支 所 長	梁 池 哲 也 君
財 政 課 長	山 田 哲 二 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	中 尾 孝 浩 君
市 長 公 室 長	前 川 幸 輝 君
教 育 長	渡 邊 和 博 君
教 育 部 長	木 下 徳 幸 君
農業委員会事務局長	坂 本 高 秀 君
水 道 局 長	大 塚 忠 康 君
監査委員事務局長	山 口 浩一郎 君

---

事務局職員出席者

事 務 局 長	徳 永 裕 治 君
事 務 局 課 長	歌 岡 憲 一 君
課 長 補 佐	松 寺 盛 親 君
議 会 係 長	安 武 則 貴 君

○議長（柁原賢一君） 全員、ご起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

○

午前10時00分 開議

○議長（柁原賢一君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

### 日程第1 質疑

○議長（柁原賢一君） 日程第1、質疑を行います。

ここで、申し合わせ事項について申し上げます。

質疑は、一括質疑として3回までとなっています。質疑は、提出議案に対して疑義をたずぬるものであり、一般質問と違って自己の意見を述べることはできません。

発言の通告がっておりますので、質疑を許します。

平直樹君。

[登壇]

○5番（平 直樹君） おはようございます。質疑を行います。

議案第18号、令和元年度菊池市一般会計補正予算（第10号）の歳入、款18寄附金、項1寄附金、目1一般寄附金、節1一般寄附金について、がんばるふるさと菊池応援寄附金で8,000万円の減額とありますが、もともとの予算立てのところから8,000万足りませんでしたということの減額だと思いますが、そのなぜこの8,000万足りなかったのかという理由、分析の結果をお知らせください。

○議長（柁原賢一君） 政策企画部長、元島加奈子さん。

[登壇]

○政策企画部長（元島加奈子さん） おはようございます。平議員の質疑にお答えいたします。

本年度当初予算におきましては、ふるさと納税であるがんばるふるさと菊池応援寄附金の収入を2億円として計上いたしておりました。そのため、昨年度の検証結果を踏まえ、寄附金の増加に向けた取り組みとして、ポータルサイトの追加やイベント時のリーフレット配布、首都圏の大手企業における促進イベント、返礼品の追加等を行ってまいりました。その結果、本年1月末現在で寄附金額は約1億1,600万円となり、昨年度末と比較し約30%の増となっております。

しかしながら、当初予定した寄附金額を見込めない状況となりましたので、今年度の収入を1億2,000万円とし、8,000万円の減額補正を計上させていただきました。

その要因としましては、返礼品の内容の充実やポータルサイト上での紹介の工夫というものが、まださらに必要であったというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 平直樹君。

[登壇]

○5番（平直樹君） 2億円を予算立てをするときに、この部門が幾らとか、多分そういうふうな積算根拠を持たれて予算立てをされていると思うんですね。そのどのエリアというか、どのセクションが足りなかったのかというのをちょっとわかれば教えていただきたいんですけども。なぜ足りなかったのか、予算を立てるときに見越していたということなんですか。

○議長（柁原賢一君） 政策企画部長、元島加奈子さん。

[登壇]

○政策企画部長（元島加奈子さん） 本市のふるさと納税は、特産品という形で返礼品をつくっておりますけれども、その部門ごとに積算をして予算を計上しているわけではございません。全般的にふやすということでやっておりますので、どの部門ということではございません。

ただ、先ほどお答えしましたように、商品をふやすという、そういった取り組みで寄附額をふやすと、そういったことではやってまいっております。

○議長（柁原賢一君） これで、質疑を終わります。

○

## 日程第2 委員会付託

○議長（柁原賢一君） 次に、日程第2、委員会付託を行います。

議案第3号から議案第35号までについては、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の各常任委員会に付託します。

各常任委員会は、付託されました案件を十分審査いただきますようお願いいたします。

令和2年第1回菊池市議会定例会議案等付託表

付託委員会	議案番号	件名
総務文教 常任委員会	議案第3号	がんばるふるさと菊池応援基金条例の制定について
	議案第5号	菊池市長等の給与及び旅費に関する条例並びに菊池市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第6号	菊池市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
	議案第7号	菊池市防災行政情報通信サービスの運用に関する条例及び菊池農業振興地域整備促進協議会条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第8号	菊池市ふるさと創生市民広場再整備市民検討委員会条例を廃止する条例の制定について
	議案第9号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第15号	菊池市公民館条例等の一部を改正する条例の制定について
	議案第16号	菊池市七城運動公園条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第17号	菊池市監査委員に関する条例及び菊池市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第35号	第四次菊池市行政改革大綱の策定について
福祉厚生 常任委員会	議案第4号	菊池市こども健診センター設置条例の制定について
	議案第10号	菊池市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第11号	菊池市印鑑の登録及び証明に関する条例並びに菊池市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第12号	菊池市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第13号	菊池市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
経済建設 常任委員会	議案第14号	菊池市かわまちづくり計画検討協議会条例の一部を改正する条例の制定について

付託委員会	議案番号	件名
予算決算 常任委員会	議案第18号	令和元年度菊池市一般会計補正予算（第10号）
	議案第19号	令和元年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
	議案第20号	令和元年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
	議案第21号	令和元年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
	議案第22号	令和元年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
	議案第23号	令和元年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
	議案第24号	令和元年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第3号）
	議案第25号	令和元年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
	議案第26号	令和元年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第4号）
	議案第27号	令和元年度菊池市水道事業会計補正予算（第2号）
	議案第28号	令和2年度菊池市一般会計予算
	議案第29号	令和2年度菊池市国民健康保険事業特別会計予算
	議案第30号	令和2年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計予算
	議案第31号	令和2年度菊池市介護保険事業特別会計予算
	議案第32号	令和2年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計予算
	議案第33号	令和2年度菊池市水道事業会計予算
議案第34号	令和2年度菊池市下水道事業会計予算	

○議長（柁原賢一君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

次の会議は、2月28日の午前10時から開き、一般質問を行います。

本日は、これで散会します。

全員、ご起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。



散会 午前10時05分

第 3 号

2 月 2 8 日

# 令和2年第1回菊池市議会定例会

## 議事日程 第3号

令和2年2月28日（金曜日）午前10時開議

### 第1 休会の議決

---

### 本日の会議に付した事件

#### 日程第1 休会の議決

---

### 出席議員（20名）

1番	田中教之君
2番	福島英徳君
3番	緒方哲郎君
4番	後藤英夫君
5番	平直樹君
6番	東奈津子さん
7番	坂本道博君
8番	水上隆光君
9番	猿渡美智子さん
10番	松岡讓君
11番	荒木崇之君
12番	柁原賢一君
13番	工藤圭一郎君
14番	城典臣君
15番	大賀慶一君
16番	水上彰澄君
17番	二ノ文伸元君
18番	泉田栄一朗君
19番	木下雄二君
20番	山瀬義也君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

市長	江頭 実 君
副市長	芳野 勇一郎 君
政策企画部長	元島 加奈子 さん
総務部長	上田 敏雄 君
市民環境部長	古田 浩敏 君
健康福祉部長	泉 大助 君
経済部長	笹本 義臣 君
建設部長	中村 喜範 君
七城支所長	上村 雅一 君
旭志支所長	岩根 卓士 君
泗水支所長	梁池 哲也 君
財政課長	山田 哲二 君
選挙管理委員会委員長	古閑 昭二郎 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	中尾 孝浩 君
市長公室長	前川 幸輝 君
教育長	渡邊 和博 君
教育部長	木下 徳幸 君
農業委員会事務局長	坂本 高秀 君
水道局長	大塚 忠康 君
監査委員事務局長	山口 浩一郎 君

---

事務局職員出席者

事務局 長	徳 永 裕 治 君
事務局 課長	歌 岡 憲 一 君
課長 補佐	松 寺 盛 親 君
議会 係長	安 武 則 貴 君
議 会 係	吉 岡 結 加 里 さん

○議長（柁原賢一君） 全員、ご起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

○

午前10時23分 開議

○議長（柁原賢一君） これから本日の会議を開きます。

本日は、一般質問の予定でありましたが、日程を変更したいと思います。

お諮りします。

新型コロナウイルスの対応によって、本日は休会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柁原賢一君） 異議なしと認めます。

以上で、本日は散会します。

全員、ご起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れさまでした。

○

散会 午前10時24分

第 4 号

3 月 2 日

# 令和2年第1回菊池市議会定例会

## 議事日程 第4号

令和2年3月2日（月曜日）午前10時開議

### 第1 休会の議決

---

### 本日の会議に付した事件

#### 日程第1 休会の議決

---

### 出席議員（19名）

1番	田中教之君
2番	福島英徳君
3番	緒方哲郎君
4番	後藤英夫君
5番	平直樹君
6番	東奈津子さん
7番	坂本道博君
8番	水上隆光君
9番	猿渡美智子さん
10番	松岡讓君
11番	荒木崇之君
12番	柁原賢一君
13番	工藤圭一郎君
14番	城典臣君
15番	大賀慶一君
17番	二ノ文伸元君
18番	泉田栄一朗君
19番	木下雄二君
20番	山瀬義也君

---

### 欠席議員（1名）

16番 水上彰澄君

---

説明のため出席した者

市 長	江 頭 実 君
副 市 長	芳 野 勇一郎 君
政策企画部長	元 島 加奈子 さん
総 務 部 長	上 田 敏 雄 君
市民環境部長	古 田 浩 敏 君
健康福祉部長	泉 大 助 君
経 済 部 長	笹 本 義 臣 君
建 設 部 長	中 村 喜 範 君
七城支所長	上 村 雅 一 君
旭志支所長	岩 根 卓 士 君
泗水支所長	梁 池 哲 也 君
財 政 課 長	山 田 哲 二 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	中 尾 孝 浩 君
市長公室長	前 川 幸 輝 君
教 育 長	渡 邊 和 博 君
教 育 部 長	木 下 徳 幸 君
農業委員会事務局長	坂 本 高 秀 君
水 道 局 長	大 塚 忠 康 君
監査委員事務局長	山 口 浩一郎 君

---

事務局職員出席者

事 務 局 長	徳 永 裕 治 君
事 務 局 課 長	歌 岡 憲 一 君
課 長 補 佐	松 寺 盛 親 君
議 会 係 長	安 武 則 貴 君

○議長（柁原賢一君） 全員、ご起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

ただいまの出席議員は19名です。定足数に達しています。

○

午前10時00分 開議

○議長（柁原賢一君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

### 日程第1 休会の議決

○議長（柁原賢一君） 日程第1、休会の議決を議題とします。

お諮りします。

新型コロナウイルス対応のため、本日から3月4日までの3日間を休会としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柁原賢一君） 異議なしと認めます。

したがって、本日から3月4日までの3日間を休会とすることに決定しました。

次の会議は、3月19日に行い、議案等の採決を行います。

以上で、本日は散会します。

全員、ご起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れさまでした。

○

散会 午前10時01分

第 5 号

3 月 5 日

# 令和2年第1回菊池市議会定例会

## 議事日程 第5号

令和2年3月5日（木曜日）午前10時開議

第1 議案第36号 令和元年度菊池市一般会計補正予算（第11号）

議案第37号 財産の譲渡について

一括上程・説明・質疑・委員会付託

○

### 本日の会議に付した事件

日程第1 議案第36号 令和元年度菊池市一般会計補正予算（第11号）

議案第37号 財産の譲渡について

一括上程・説明・質疑・委員会付託

○

### 出席議員（20名）

1番	田中教之君
2番	福島英徳君
3番	緒方哲郎君
4番	後藤英夫君
5番	平直樹君
6番	東奈津子さん
7番	坂本道博君
8番	水上隆光君
9番	猿渡美智子さん
10番	松岡讓君
11番	荒木崇之君
12番	柁原賢一君
13番	工藤圭一郎君
14番	城典臣君
15番	大賀慶一君
16番	水上彰澄君
17番	二ノ文伸元君
18番	泉田栄一朗君

19番 木下雄二君

20番 山瀬義也君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

市長	江頭実君
副市長	芳野勇一郎君
政策企画部長	元島加奈子さん
総務部長	上田敏雄君
市民環境部長	古田浩敏君
健康福祉部長	泉大助君
経済部長	笹本義臣君
建設部長	中村喜範君
七城支所長	上村雅一君
旭志支所長	岩根卓士君
泗水支所長	梁池哲也君
財政課長	山田哲二君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	中尾孝浩君
市長公室長	前川幸輝君
教育長	渡邊和博君
教育部長	木下徳幸君
農業委員会事務局長	坂本高秀君
水道局長	大塚忠康君
監査委員事務局長	山口浩一郎君

---

事務局職員出席者

事務局長	徳永裕治君
事務局課長	歌岡憲一君
課長補佐	松寺盛親君
議会係長	安武則貴君
議会係	吉岡結加里さん

○議長（柁原賢一君） 全員、ご起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

○

午前10時00分 開議

○議長（柁原賢一君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 議案第36号及び議案第37号 一括上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（柁原賢一君） 日程第1、議案第36号及び議案第37号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

議員各位におかれましては、大変お忙しい中、本会議を開催いただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、ただいま上程されました追加議案についてご説明申し上げます。

追加議案の1ページをお願いいたします。

議案第36号、令和元年度菊池市一般会計補正予算（第11号）でございます。

今回の補正の内容は、次の議案第37号の財産処分に伴う、歳入予算の補正でございます。

議案第37号、財産の譲渡については、菊池市出田の土地を有限会社竹内園芸に譲渡するに当たり、地方自治法の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（柁原賢一君） 総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） 改めまして、おはようございます。

それでは、追加提案いたします議案第36号及び議案第37号につきまして、説明いたします。

追加議案の1ページをお願いいたします。

議案第36号、令和元年度菊池市一般会計補正予算（第11号）でございます。

あけていただき、3ページをお願いいたします。

今回の補正は、次の議案第37号で説明いたします財産処分に伴い、財産収入を増額するものでございますが、同額を財政調整基金から減額調整するため、予算総額の増減はございません。

7ページの事項別明細をお願いいたします。

補正の内容につきましては、令和2年2月19日に仮協定を締結いたしました花房台公共用地の譲渡に伴う、財産収入の増額2,639万8,000円及び同額の財政調整基金の減額でございます。

次に、9ページをお願いいたします。

議案第37号、財産の譲渡については、本市における農業の振興及び雇用の増大を図るために、財産を譲渡するもので、地方自治法の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

譲渡する財産は、所在が菊池市出田の土地になります。土地の地番・地目は、記載のとおりでございます。

土地の面積は、1万30平方メートル。譲渡価格は、2,639万8,600円。譲渡の相手方は、有限会社竹内園芸でございます。

以上、追加議案についての説明とさせていただきます。

○議長（柁原賢一君） 以上で、議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（柁原賢一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、委員会付託を行います。

議案第36号は、予算決算常任委員会に付託します。

議案第37号は、総務文教常任委員会に付託します。

ここで、新型コロナウイルス対応の件について、猿渡美智子さんから緊急質問の申し出があります。

猿渡美智子さんの緊急質問の件を議題として、採決します。

この採決は、起立によって行います。

猿渡美智子さんの緊急質問に同意の上、日程に追加し、追加日程第1号として、発言を許すことに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（柁原賢一君） 起立多数です。したがって、猿渡美智子さんの緊急質問に同意の上、日程に追加し、追加日程第1号として発言を許すことは可決されました。

質問は3回までとなっています。

猿渡美智子さんの発言を許します。

猿渡美智子さん。

[登壇]

○9番（猿渡美智子さん） おはようございます。緊急質問にご賛同いただきまして、まずはありがとうございました。

新型コロナウイルス感染症対策について、執行部に対し緊急質問いたします。

2月28日の本会議終了後、私たち議員は、それぞれの委員会ごとに協議会を開き、その場において、新型コロナウイルス感染症対策について、執行部に確認しておきたいことを出し合いました。委員長がそれを持ち寄って話し合いました結果、議員間及び執行部との共通理解を図るために、本議会における緊急質問という形をとらせていただくことになりましたので、質問させていただきます。

7点質問します。

1点目、市民からの相談窓口について質問します。

議員さんの中から、対策本部ができたということなので、休日に電話をかけたら守衛室が出たという市民の話聞いた。このような話が出ています。市民からの相談窓口はどうなっているのか、お尋ねします。

この件については、昨日、安心メール等で配信が既に行われている点もありますが、改めてお聞きいたします。

2点目、放課後児童クラブについてお尋ねします。

突然学校が休校となり、その間の子どもの居場所として放課後児童クラブが挙げられましたが、助かるという声とともに、感染症対策としてどうなのかという疑問の声も出ています。菊池市においては、開所しているところと、していないところがあるようですが、学校休業中の放課後児童クラブの運営はどうなっているのか、お尋ねします。

3点目、災害用に備蓄されているマスクの活用について質問します。

マスク不足が続き、入手困難な状況が続いております。重症化リスクの高い高齢者が利用する介護施設をはじめ、保育園、放課後児童クラブなど、感染予防対策が重要な施設等に対し、備蓄のマスクを活用する考えがあるか、お尋ねします。

4点目、給食の中止に関連して質問します。

野菜や牛乳等の需要が減ることも考えられますが、生産者への影響はあるのでしょうか。また、熊本市では、給食用の発注済み食材が廃棄処分になるというニュースも出ていました。発注済みの食品や在庫についてはどうなっているのか、お尋ねします。

5点目、学校教育について質問します。

2週間にわたって学校が休業し、授業時間が削減します。また、16日以降、学校が再開できるかどうか見通せない状況にもあります。学習できないカリキュラムが出た場合の対応についてどのように考えているか、お尋ねします。

6点目、経済への影響について質問します。

全国各地で宿泊、飲食のキャンセルが相次いでいることや、消費の落ち込みが報道されています。現時点で菊池市における商工観光への影響について、把握されていることをお示してください。

7点目、国や県の対策について、現時点でわかっていることをお知らせください。

以上、7点を質問いたします。

○議長（柘原賢一君） 健康福祉部長、泉大助君。

[登壇]

○健康福祉部長（泉 大助君） 改めまして、おはようございます。

それでは、新型コロナウイルス感染に関しますご質問の1点目、市民からの相談窓口についてお答えさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の症状が疑われる場合や検査に関する相談につきましては、菊池保健所に設置してあります「帰国者・接触者相談センター」へ直接連絡していただくよう、市民の皆様へ周知を行っているところでございます。

そのほかの新型コロナウイルス感染症に関する相談につきましては、それぞれ関係部署において対応するようにしており、感染予防等に関する相談窓口であります健康推進課及びごみ袋に関する相談窓口であります環境課につきましては、土日を含めました3月16日までは、午前9時から午後7時までを受付時間としております。

そのほかの関係部署の受付時間につきましては、平日の午前9時から午後5時までとしておりますが、土日、祝日は、代表番号に電話いただき、宿日直で対応し、緊急を要する問い合わせに関しましては、関係部署の担当者へ連絡してもらい、連絡を受けた担当者が対応する体制としております。

受付時間を含めました相談窓口につきましては、市のホームページや防災アプリ、安心メール等で市民の皆様へお知らせしているところでございます。

次に、2点目の小学校の臨時休業に伴います、放課後児童クラブなどの運営についてお答えさせていただきます。

今回の小学校の臨時休業は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴いまして、児童が日常的に長時間集まることによる感染リスクを避けるためのものであり、人の集まる場所等への外出を控え、自宅で過ごすことが基本とされているところでございます。

このことを踏まえまして、放課後児童クラブの運営につきましては、児童の安全と感染防止を第一に考え、自宅で過ごすことを基本としつつ、やむを得ない場合により、家庭で見ることのできない児童に限って受け入れることとしております。

現在、13施設中、利用希望者がいない4施設を除きます9施設が、長期休暇時間での対応といたしまして午前7時30分から午後7時まで開所しており、利用者は、登録児童数658人に対しまして、3月2日は98人、3月3日は96人、3月4日は94人となっております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 暫時休憩します。

○  
休憩 午前10時 分  
開議 午前10時 分  
○

○議長（柁原賢一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

回答をお願いします。

健康福祉部長、泉大助君。

[登壇]

○健康福祉部長（泉 大助君） 安心メールのほうを、申しわけございません、確認させていただきます。

○議長（柁原賢一君） 総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） それでは、私のほうから、3点目の備蓄災害用マスク活用について、どう考えているかにお答えします。

災害用の備蓄マスクにつきましては、新型コロナウイルスの感染が拡大し、万が一市内で発生した場合等に備えて一定量を確保しておく必要があると考えており、現在のところ個人への一律配布等は考えておりません。

しかしながら、現在保育所や放課後児童クラブの職員が使用するマスクにつきましては、調査を行い現状に応じて配布を行っております。当面2週間の不足分につきまして配布をしておるところでございます。

また、高齢者施設等につきましては、今後の不足状況などやリスクに応じて対応してまいりたいと考えております。

昨日も有明保健所管内で感染症患者が発生したという情報もありますので、引き続き感染症の動向や市場におけるマスクの供給状況等を注視しながら、優先順位を考慮した上で対応してまいりたいと考えております。

○議長（柁原賢一君） 教育部長、木下徳幸君。

[登壇]

○教育部長（木下徳幸君） 改めまして、おはようございます。それでは、私のほうから4点目、5点目の質問にお答えをさせていただきます。

まず、4点目の給食中止によって、給食の食材を提供している生産者への影響はあるかのご質問でございますが、学校給食牛乳につきましては、JA菊池に確認しましたところ、現在、乳量の制限はしていないと聞いております。また、学校給食で消費が減少した分は、販売努力をしていくということでございました。

その他野菜につきましては、JA菊池から納入を予定していましたが、お尋ねしましたところ、学校給食に予定されていたものがなくなると、行き場がなくなって、大変困っているというふうにお聞きいたしております。

また、その対策としましては、JA菊池では、店舗での販売促進はもとより、JAの職員を対象に、それらの野菜の購入に協力してもらうようお願いをされたとも聞いておるところでございます。

そのほか、道の駅泗水養生市場、道の駅七城メロンドーム、旭志道の駅ふれあいセンターにも食材を発注しておりましたが、数量が余り多くなかったので、影響は少ないというふう聞いております。

次に、発注済みの食材はキャンセルできているかというご質問でございますが、牛乳やパン、肉、野菜など、2月28日の午前中にそれぞれの調理場のほうからキャンセルの連絡をいたしております。

一部納入済みの食材もありましたが、保存がきくもので、無駄になる食材はございませんでした。

次に、5点目の質問にお答えをさせていただきます。

学校の休業に伴う未習内容への対応ということでご質問でございますが、今回の臨時休業におきましては、各学校が生活面・健康面・学習面に関する指導内容を早急に作成し、最終日の手渡し並びに郵送にて対応を行いました。

特に、学習面に関しましては、終わらせていないドリルやワークテストを中心に、各教科の学習計画一覧表を作成し、計画的に学習内容を進められるよう対応しております。

また、未習内容に関しましては、各学校で差が出ておりますので、現在、各学校の調査を実施しており、未習教科や未習内容に対する必要な時間数などを把握しているところです。

なお、中学校3年生につきましては、未習内容はないと確認しているところでございます。

この未習内容に関しましては、基本的には、臨時休業明けの3月16日から年度内に済ませるように各学校には指示を出しております。

しかしながら、臨時休業が延長した場合は、次年度4月第1週目に未習内容の学習は実施するということになります。

その際は、4月の各教科カリキュラムを再構成し、年間総時数を増加させることなく、児童生徒の負担とならないよう工夫しながら未習内容の定着に努めたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（柘原賢一君） 経済部長、笹本義臣君。

[登壇]

○経済部長（笹本義臣君） 改めまして、おはようございます。6番目の質問、観光、飲食業及び小売業についてのご質問が出ておりますので、お答えさせていただきます。

現在のところ、具体的な影響額、この把握はできておりませんが、観光業につきましては、旅館ホテルにおいて新型コロナウイルス感染症の影響で、3月から4月にかけて、宿泊予約や宴会のキャンセルが相次いでいるという情報が入ってきております。なお、宿泊につきましては、5月の予約までキャンセルが出始めたということでございます。

菊池温泉観光旅館組合によりますと、現時点での3月が前年比25%、4月が10%の予約状況となっており、ツアーなどの旅行商品は全てキャンセルになったということでございます。

商工業につきましては、飲食店や貸切バスなどのキャンセルが増加しております。商店や製造業、建設業においては、商品・資材関係が入荷しない。また、出荷先が稼働していないなどの影響も一部発生していると聞いております。

また、イベントに関しましては、観光やスポーツなどのほとんどのものが開催を中止になっていることから、イベント業者より会社の維持ができないとの声も上がっているところもございます。

なお、菊池観光協会では、桜まつりを初めとする3月のイベント中止による影響を、来場者1万5,000人の減、売り上げ4,000万円の減と試算をされております。

こうした状況の中、菊池市商工会からも「新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急経済対策」の要望書が提出されております。

本市といたしましても、新型コロナウイルス感染症による経済への影響は深刻な事態となりつつあるとして、商工会、観光協会それぞれで緊急対策会議を呼びかけ

まして、情報の共有化と対策協議を始めたところでございます。

今の状況を踏まえまして、至急、対応策について検討・実施してまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） それでは、7点目、国・県の対策としてわかっていることがあるかということですので、複数の部署にまたがりますので、まとめてお答えしたいと思います。

まず、経済部関係ですけれども、国は、先般発生した新型コロナウイルス感染症により影響を受けている中小企業者への資金繰り支援措置として、セーフティネット保証4号の発動を決定しました。

この措置により、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた中小企業者について、一般保証と別枠の保証が利用可能となっております。

熊本県においても、新型コロナウイルス感染症の影響により、売り上げが減少した県内中小事業者等に対する緊急の資金繰り支援のため、新たな融資制度を開始しております。

この融資制度は、保証料を県が全額補助するとし、対象は直近1カ月の売上高が前年同月比で減少、または今後2カ月間の売上高が前年同期比で減少が見込まれる中小企業となっており、商工会や中小企業団体中央会などが申込窓口となっております。

また、放課後児童クラブの運営に対する国の財政措置としまして、小学校の臨時休業に伴い、午前中からクラブを運営する場合は、国庫負担割合の10分の10の1日当たり1万200円の加算が創設されることとなっております。

そのほか、確定申告期間の1カ月延長などの措置がとられております。

今後も情報収集に努め、迅速に対応していきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 猿渡美智子さん。

[登壇]

○9番（猿渡美智子さん） ありがとうございます。事態は日々変化しており、新型コロナウイルス感染症に関連して、今後、さらにさまざまな問題が浮上してくることが考えられます。執行部におかれましては、ご苦勞も多いかと思いますが、迅速な対応と情報の提供をお願いいたします。

議員の皆様には、もっと聞きたいということがおありかもしれませんが、あとは

それぞれの委員会にてお願いしたいと思います。

これで、質問を終わります。

○議長（柘原賢一君） これで、猿渡美智子さんの緊急質問を終わります。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

次の会議は、3月19日に行い、議案等の採決を行います。

本日は、これで散会します。

全員、ご起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れさまでした。



散会 午前10時25分

第 6 号

3 月 1 9 日

# 令和2年第1回菊池市議会定例会

## 議事日程 第6号

令和2年3月19日（木曜日）午前10時開議

- 第1 各常任委員長報告・質疑・討論・採決
- 第2 議会改革検討特別委員会の中間報告・質疑
- 第3 総務文教常任委員会所管事務調査の報告・質疑
- 第4 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について



### 追加議事日程（第6号の追加1）

- 第1 議案第38号 令和元年度菊池市一般会計補正予算（第12号）  
議案第39号 令和2年度菊池市一般会計補正予算（第1号）  
一括上程・説明・質疑・討論・採決
- 第2 意見書案第1号 新型コロナウイルスによる感染症対策等を求める意見書  
上程・説明・質疑・討論・採決
- 第3 議員提出議案第1号 菊池の歴史を学び大切にする条例  
上程・説明・質疑・討論・採決
- 第4 決議案第1号 菊池市議会平直樹議員に対する辞職勧告決議  
上程・説明・質疑・討論・採決



### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 各常任委員長報告・質疑・討論・採決
- 日程第2 議会改革検討特別委員会の中間報告・質疑
- 日程第3 総務文教常任委員会所管事務調査の報告・質疑
- 日程第4 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について
- 追加日程第1 議案第38号 令和元年度菊池市一般会計補正予算（第12号）  
議案第39号 令和2年度菊池市一般会計補正予算（第1号）  
一括上程・説明・質疑・討論・採決
- 追加日程第2 意見書案第1号 新型コロナウイルスによる感染症対策等を求める意見書  
上程・説明・質疑・討論・採決
- 追加日程第3 議員提出議案第1号 菊池の歴史を学び大切にする条例

上程・説明・質疑・討論・採決

追加日程第4 決議案第1号 菊池市議会平直樹議員に対する辞職勧告決議

上程・説明・質疑・討論・採決

---

出席議員（20名）

1番	田中教之君
2番	福島英徳君
3番	緒方哲郎君
4番	後藤英夫君
5番	平直樹君
6番	東奈津子さん
7番	坂本道博君
8番	水上隆光君
9番	猿渡美智子さん
10番	松岡讓君
11番	荒木崇之君
12番	柁原賢一君
13番	工藤圭一郎君
14番	城典臣君
15番	大賀慶一君
16番	水上彰澄君
17番	二ノ文伸元君
18番	泉田栄一朗君
19番	木下雄二君
20番	山瀬義也君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

市長	江頭実君
副市長	芳野勇一郎君
政策企画部長	元島加奈子さん
総務部長	上田敏雄君
市民環境部長	古田浩敏君

健康福祉部長	泉 大 助 君
経 済 部 長	笹 本 義 臣 君
建 設 部 長	中 村 喜 範 君
七 城 支 所 長	上 村 雅 一 君
旭 志 支 所 長	岩 根 卓 士 君
泗 水 支 所 長	梁 池 哲 也 君
財 政 課 長	山 田 哲 二 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	中 尾 孝 浩 君
市 長 公 室 長	前 川 幸 輝 君
教 育 長	渡 邊 和 博 君
教 育 部 長	木 下 徳 幸 君
農業委員会事務局長	坂 本 高 秀 君
水 道 局 長	大 塚 忠 康 君
監査委員事務局長	山 口 浩 一 郎 君

○

#### 事務局職員出席者

事 務 局 長	徳 永 裕 治 君
事 務 局 課 長	歌 岡 憲 一 君
課 長 補 佐	松 寺 盛 親 君
議 会 係 長	安 武 則 貴 君
議 会 係	吉 岡 結 加 里 さん

○議長（柁原賢一君） 全員、ご起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

○

午前10時00分 開議

○議長（柁原賢一君） ただいまより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

### 日程第1 各常任委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（柁原賢一君） 日程第1、去る2月27日及び3月5日の会議において、各常任委員会に審査を付託しました議案第3号から議案第37号までの35議案について、各常任委員長から審査結果の報告がっておりますので、これを一括して議題とします。

ただいまから各常任委員会における審査の経過及び結果について、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員会委員長、水上隆光君。

[登壇]

○総務文教常任委員長（水上隆光君） おはようございます。総務文教常任委員会委員長報告を行います。

本定例会で総務文教常任委員会に付託されました案件は、条例案9件、議決案件2件です。

3日にわたり慎重に審議いたしましたので、委員会における審査の経過及び結果についてご報告申し上げます。

まず、付託案件に入ります前に、新型コロナウイルス感染症対策に関する取り組み等に対し、発言の通告があり、質疑を行いました。

委員より、小中高の一律休校に関して、最終的には一律休校は自主判断に委ねるようになったと私自身は認識しているが、3月16日以降も含め自治体で休校の判断をしていこうと思っているのか確認したいとの質疑に対し、執行部より、最終的には県からの要請を受けて3月15日までの休業と決まっている。3月16日以降については、学校給食の関係から3月11日には判断する必要がある、学校長会議を3月11日に予定しており、学校長や県とも協議しながら判断したいと考えるとの答弁がありました。また、委員より、必要であれば、学童保育に登録されていない家庭で、やむを得ない場合の児童の受け入れは検討していただきたいとの質疑に

対し、執行部より、福祉課、子育て支援課と連携し、学校を開放する必要がある場合は、要請を受けて開放したい。受け入れについては、今のところ行っていないが、進路指導が必要な子ども、障がいがある子ども等に関しては学校長判断で受け入れると臨時校長会で申し合わせたところであるとの答弁がありました。

さらに委員より、休業に伴い給食センターの非常勤職員や補助教員の身分保障はどうなっているかとの質疑に対し、執行部より、学校においては補助教員含めて全員出勤し通常業務を行っている。調理員に関しても通常業務を行っているとの答弁がありました。

続いて、付託案件の経過について報告いたします。

初めに、議案第3号については、本市で生まれ育った方、大切な方が本市におられる方、本市を訪れたことがあり豊かな自然などをこよなく愛する方など、菊池市にゆかりのある皆様から寄せられたふるさと納税制度による寄附金を財源として本市のまちづくり事業を推進するために設置するものであり、また、条例設置により寄せられた寄附金の使途を明確化するものであるとの説明がありました。特に質疑はありませんでした。

次に、議案第5号については、国家公務員の特別職の給与改定及び熊本県特別職の給与改定に伴い、市長、副市長及び教育長並びに議員の期末手当について支給率を引き上げるものであるとの説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第6号については、人事院勧告及び熊本県人事委員会勧告に基づき実施された公務員の給与改定に準じて、本市職員の給与を改定するため、地方公務員法の規定により条例の一部改正をお願いするものであるとの説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第7号については、地方公務員法の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであるとの説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第8号については、平成26年、市民広場再整備に伴い市民の意見や提案を反映させるために条例を設置し検討を行ってきた。本年度、整備が完了したことから条例を廃止するもの、また、議案第9号については、議案第8号の条例の廃止に伴い、条例の一部を改正する必要があるとの説明があり、ともに質疑はありませんでした。

次に、議案第15号については、支所整備に伴い、菊池市七城公民館、菊池市旭志公民館、菊池市七城図書館、菊池市旭志図書館及び菊池市旭志多目的研修センターの地番の変更等が生じることにより、条例の一部を改正する必要があるとの説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第16号については、菊池市七城運動公園のゲートボール場をミニサ

サッカー場に改修するに伴い、条例の一部を改正する必要があるとの説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第17号については、地方自治法の一部改正等に伴い、条例の一部改正をするものであるとの説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第35号については、本市では平成17年3月の合併以降、行政改革大綱に取り組んできた。現行の第三次大綱が本年度終了することから、第四次行政改革大綱案を策定したので議案として上程した。議案の策定に当たっては、策定審議会に諮問し、12月の審議会において概要を説明した後、パブリックコメントを実施し答申いただいた内容となっている。第四次大綱の変更点の一つとして、新たに「一人ひとりの意識改革と行動による行財政の効率化」をテーマに設けて取り組むこととしている。基本方針では4つの基本方針に基づき、各実施項目の推進に取り組む。実施体系は、目的やテーマ、基本方針並びに実施項目を設定し、具体的な取り組みは、実施計画書を大綱とは別に作成することとしている。推進管理では、新たに外部評価委員会による評価を行うこととしているとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、実施項目の市営住宅管理の民間活力導入についてはどのような検討が行われているのかとの質疑に対し、執行部より、法令に定めるところにより導入の可否を検討することとなっている。指定管理等の導入の検討を行うということであり、詳しい内容等は実施項目を確定次第説明させていただきたいとの答弁がありました。さらに委員より、民間活力導入を進める前提での説明となっていくのかとの質疑に対し、執行部より、ありきの計画ではないが、民間活力の導入も含めた内容を検討するものであるとの答弁がありました。

また、委員より、第四次で想定している削減・歳入増の数字的な効果はあるのかとの質疑に対し、執行部より、金額削減の効果については明記していないとの答弁がありました。さらに委員より、実施項目については数字目標も出されるのかとの質疑に対し、執行部より、年度ごとの取り組みを含めた内容となっており、数字で示されるものは目標値を定めたところもあるとの答弁がありました。

次に、議案第37号については、令和2年2月19日に有限会社竹内園芸、本市及び菊池市土地改良区の3者による仮協定を締結したので上程したものである。譲渡面積は1万30平米だが、個人所有地が残るため進入路を確保する必要があり、3,083平米は分断された形となる。そのため一体的な活用が困難な状況となっている。譲渡価格の積算については、取得及び造成の経費は3,802万5,759円で、1平米当たり1期地区同様3,800円となる。しかしながら、分断された3,083平米の土地は一体的な利用が厳しい状況であること、これまでの経緯を

踏まえ別の企業等に売却することは困難な状況であること、今後の維持費の管理を考慮し算定したとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、第3期売却を予定しているのかとの質疑に対し、執行部より、2カ所の私有地の用地交渉を行っている。1カ所は用地交渉ができており、移転に向け進めている。もう1カ所は用地交渉が滞っており一体的な活用ができない。第3期売却については内容もあるが、議会月例会等で説明させていただきたいとの答弁がありました。

以上、審議しました結果、当委員会に付託されました議案第3号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第15号、議案第16号、議案第17号及び議案第37号については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、討論があった議案第5号について申し上げます。

委員より、昨年の消費税増税や高過ぎる国民健康保険税の影響など暮らしの実態は大変である。こうしたときに市長はもちろん市民の代表である議員の期末手当の増額に賛成することはできないとの反対討論がありました。

次に、議案第35号について申し上げます。

委員より、実施項目で挙げられている施設使用料の見直し、ライフラインの上下水道料金の適正化、市営住宅の民間活力や生涯学習センター等のあり方の検討など、市民サービスの切り捨てにつながりかねないものであり、住民の暮らし、福祉の増進という地方自治体の一番の役割に逆行するものである。また今回新たに掲げられたSDGsの理念に照らしても、根本的なところでこの行政改革大綱の内容は反しているのではないかとの反対討論がありました。

採決の結果、議案第5号及び議案第35号については、賛成多数により可決すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますようお願い申し上げます、総務文教常任委員会委員長の報告を終わります。

○議長（柁原賢一君） 次に、福祉厚生常任委員長、猿渡美智子さん。

[登壇]

○福祉厚生常任委員長（猿渡美智子さん） おはようございます。まず初めに、新型コロナウイルス対策については、福祉厚生常任委員会でも協議をし、執行部に対する要望も行ったところではありますが、委員会の始まる前にその協議を終えたところから、この報告書には掲載しておりません。私自身が報告書に残すという認識が欠けていたところがあったことを委員会の皆様や議員の皆様にもまずおわびしておきたいと思います。

では、本定例会で福祉厚生常任委員会に付託されました案件は、条例案5件です。2日にわたり慎重に審議いたしましたので、委員会における審査の経過及び結果についてご報告申し上げます。

まず、議案第4号について、執行部より、子どもの心身の健全な成長及び健康の保持・増進並びに子育て支援基盤の確立及び充実を図ることを目的として、菊池市こども健診センターを設置するに当たり、条例を制定するものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、こども健診センターの利用状況はどうなっているのか、指導員の数はどうなっているのかとの質疑に対し、執行部より、このセンターは、現在5カ所で実施している乳幼児健診を1カ所でできるようにすることを主な目的としており、健診業務については年間232回を予定している。スタッフは健診スタッフになる。2階の子育て支援を中心として動く部分には、現在、子育て支援課が泗水公民館で実施しているつどいの広場を実施することになるとの答弁がありました。

また、委員より、相談については開所時間であればフリーにいけるのか、あるいは、自分の健診日での相談になるのかとの質疑に対し、執行部より、時間帯は検討するが、健診の場のみでなく、それ以外でも相談を受けることができるような体制を整えていくとの答弁がありました。

次に、議案第10号について、執行部より、マイナンバーカードの普及及び市民サービスの向上を図るために、菊池市手数料条例の一部を改正するものである。戸籍法に基づく謄本もしくは抄本を交付する手数料については、現在の450円を自動交付機に当たっては300円に、租税公課に関する証明については、300円の手数料を自動交付機に当たっては200円に、印鑑登録証明については、300円の手数料を自動交付機に当たっては200円に、住民票・戸籍付票の写しについては、300円の手数料を自動交付機に当たっては200円に改めるとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、自動交付機を本庁・支所に設置する予定はあるのか。主にコンビニ交付ということで理解してよいかとの質疑に対し、執行部より、本庁・支所に自動交付機を設置する予定はない。コンビニ交付のみということで考えていると答弁がありました。

また、委員より、これをやることによって、マイナンバーカードの普及率はどのくらいを想定しているのかとの質疑に対し、執行部より、この条例改正案を出すに当たり、コンビニ交付による値下げをした自治体に調査したところ、申請件数は1.5倍からふえているという効果をいただいているとの答弁がありました。

次に、議案第11号は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図

るための関係法律の整備に関する法律の施行等に伴い、条例の一部を改正する必要があるためのものであるとの説明を受け、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第12号は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行等に伴い、条例の一部を改正する必要があるためのものであるとの説明を受け、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第13号は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正等に伴い、条例の一部を改正する必要があるためのものであるとの説明を受け、特に質疑はありませんでした。

議員間討議では、議案第10号に対し、委員より、マイナンバーカードの普及を促進するにはいい取り組みだと思う。ただ、この立派な取り組みも、周知が徹底されないと効果も出てこない可能性もある。全国で年末年始を除き、朝6時半から夜11時まででコンビニエンスストアで交付できて、かつ、手数料も安くなるというメリットをしっかりと周知してほしいとの意見や、マイナンバーカードはつくっているが、今まで出す機会がなかった。こういうことでマイナンバーカードを活用していくということで、今後もいろいろな形でマイナンバーカードを使うことによって、いろいろなサービスを受けやすくなるということを執行部には努力してほしいという意見がありました。

以上、慎重審議しました結果、当委員会に付託されました議案第4号及び議案第10号から議案第13号については討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。福祉厚生常任委員会委員長の報告を終わります。

○議長（柘原賢一君） 次に、経済建設常任委員長、坂本道博君。

[登壇]

○経済建設常任委員長（坂本道博君） おはようございます。経済建設常任委員会委員長報告をいたします。

本定例会で経済建設常任委員会に付託されました案件は、条例案1件です。

3日にわたり慎重に審議いたしましたので、委員会における審査の経過及び結果についてご報告申し上げます。

まず、議案審議に入る前に、本会議において緊急質問があった新型コロナウイルス感染症対策について、執行部より現在の状況説明を受けました。

執行部より、商工関係においては、今回、一般質問を中止された期間中に緊急対策会議を開催し、今後は定期的を開催していくことを、商工会、観光協会から合意を得ている。市商工観光課から市内の全ての大型店舗に確認したところ、トイレッ

トペーパー、ティッシュペーパー、生理用品がなくなってきたものの、現在、きちんと入荷しているとの確認がとれている。ただし、トラックの配送が追いつかず、定期的に入荷する曜日がおくれつつある。米やカップ麺の在庫はあるが、マスク、アルコール消毒剤については、ほとんど入荷がない状況であり、先が見えない状況である。トイレトペーパー、ティッシュペーパーについては、買い求めに来るお客さんに対して、いつごろ入荷しますという情報を流して安心してもらうよう要請している。

旅館・ホテル業については非常に厳しい状況であり、5月の予約までキャンセルが入りつつある。運転資金が足りないという話が上がっており、各融資制度において、通常は申請があってから送金されるまで2週間から3週間くらいかかる期間をもっと短縮できないか協議している。飲食店についてはもっと厳しい話が出ており、1月、2月でなかなか売上げが上がらなかった状況で、融資制度を受けたとしても先行きが見えない状況の中で、果たして返すことができるのかという話も聞こえてくる。商工会では、2週間ぐらい前から相談窓口を設けて相談を受け付けており、市商工観光課でも相談窓口をつくったので、連携していきたい。

農業関係においては、牛肉の枝肉価格が現在下がりぎみである。TPPの影響もあって下がりぎみではあったが、宴会を含めた外食産業で肉の消費の減少、旅行者の減少、インバウンドの減少など、新型コロナウイルスから発生した要因が幾つも考えられると分析している。養豚については、今のところ目立った話はない。酪農においては、全体の約5%が学校給食であり、その分の消費が減るが、現時点での入荷や乳量制限はない。花きについては、各種イベント等の中止・延期により暴落している。メロン、スイカ等については、嗜好品であるため、買い控えが起きている状況であるとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、特に旅館業というのは、夏場になるとお客さんが減ってくる。この時期を乗り切らなければ、廃業や倒産といった状況になる可能性がある。このまま対策会議を続けていただき、観光業界やバス・タクシーといった業界まで事細かく意見を聞いていただき、どういった手を打てるのかについて、随時報告していただきたいとの要望がありました。

また、委員より、経済産業省から、新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆さんへというパンフレットが出ているが、その中で、雇用助成金については、自治体の長が非常事態宣言を行わないとできないようなことが書いてあるがどうかとの質疑に対し、執行部より、新型コロナウイルスへの感染が発生していないと非常事態とは言えないのかなど、非常事態とはどういう捉え方をするのかについて確認をしている。菊池市の観光業、商工業が非常に影響を受けて、このままいけ

ば潰れるということであれば非常事態であると思っている。簡単には非常事態宣言はできないと思うが、現状をクリアすれば菊池市も手を挙げたいと考えている。できる手は全て打つと本会議の答弁で答えているとおり、積極的にやっていきたいとの答弁がありました。

次に、議案の審査の経過及び結果について申し上げます。

議案第14号については、菊池市かわまちづくり計画に基づき、本市のかわまちづくりを推進するに当たり、条例の一部を改正する必要があるため提案するものである。現行の条例名は「菊池市かわまちづくり計画検討協議会条例」となっているものを、今回の改正により、「菊池市かわまちづくり推進協議会条例」に名称を変えるものである。理由として、平成31年3月8日に国土交通省で計画登録・認定がされており、今後は計画検討から推進に移っていく意味合いになるため、条例の表題をはじめ、設置、所掌事務、組織、任期について、変更するものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、条例は、そもそも廃止・制定か、全部改正か、一部改正かというのが基本だと思うが、今回、廃止・制定を選ばずに、一部改正を選んだ理由は。旧条例の改正で、条例名も変わっているので、これは一部改正ではなく、全部改正に当たるのではないかと質疑に対し、執行部より、現条例の内容を継承するものということで判断をしている。法的根拠については、総務課に確認した後で報告したいとの答弁がありました。

その後、法的根拠について確認を行った後に説明を受けました。

執行部より、ぎょうせいから出版されている法制詳解という本によると、まず、全部改正と廃止・制定については、特に使い分けに対する一定の基準があるわけではなく、制度そのものの基本は維持することとし、具体的な規定を全面的に改めようとする場合には、全部改正の方式をとることが多く、新旧両制度の継続性を強調する必要がないとき、あるいは、その継続性が比較的薄いと考えられるときには、廃止・制定の方法がとられることが多いと記載されている。今回の条例の改正においては、現条例の内容を継承したものであり、継続性が認められるため、今回は廃止・制定ではないと判断している。また、全部改正と一部改正については、法令について改正を行う場合、全部改正とするか、一部改正とするかについて、明確な基準があるわけではないが、改正部分が広範囲にわたり、かつ、規定の追加、削除、移動などが大幅に行われる場合のように、一部改正の方式では改正が複雑となり、わかりにくい場合には、全部改正とすることが多いと記載されている。今回条例改正においては、複雑な改正内容ではないため、一部改正に該当すると判断している。以上のことから、今回の条例改正については、一部改正とし上程しているとの答弁

がありました。

以上、慎重審議しました結果、当委員会に付託されました議案第14号については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。経済建設常任委員会委員長の報告を終わります。

○議長（柁原賢一君） 次に、予算決算常任委員長、平直樹君。

[登壇]

○予算決算常任委員長（平 直樹君） 皆さん、こんにちは。予算決算常任委員会委員長報告をさせていただきます。

去る2月27日及び3月5日の本会議において、予算決算常任委員会に付託された議案について、3月5日、6日、9日及び10日に予算決算常任委員会分科会、2月27日、3月5日及び3月16日に予算決算常任委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について報告いたします。

本委員会に付託されました議案は、議案第18号から議案第34号及び議案第36号までの18議案です。

各分科会において所管する分を慎重に審査し、各分科会長より経過報告がありましたので、その主な内容について報告します。

まず、議案第18号について、そのほとんどが事業実績もしくは見込み額の確定による減額補正であります。主なものについて申し上げます。

学校管理費の学校ICT教育推進事業における小学校2億630万2,000円、中学校9,063万6,000円の増額補正については、執行部より、国のGIGAスクール構想に伴う児童・生徒一人一台端末を見据えた高速大容量の通信ネットワーク及び端末を保管するための電源キャビネットを整備するもので、小学校市内10校、中学校は泗水中学校を除く4校分となる。今回の補正は国の補正予算に伴う補正であり、工事請負費の繰越明許をお願いするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、教育の方向性や内容が具体的に示されなければ、予算の承認の判断が厳しいと思う。教育委員会としては具体的なこれからの教育内容が示されていると考えるのかとの質疑に対し、執行部より、タブレットを使った授業の進め方なども示されており、委員会としても活用できていると思っている。緊急ではあるが、国の方針にのっとり整備していきたいとの答弁があり、さらに委員より、現場の先生はますます忙しくなるとの心配もあるかと思うが、その点はどう思われるかとの質疑に対し、執行部より、個別学習、グループ別学習、繰り返し学習等があり、習熟

の程度に応じて学習を進めていかれると思う。タブレットの使い方については、熊本高専とも連携をとりながら検討しているところである。なるべく負担がかからないように進めているところであり、ご理解をいただきたいとの答弁がありました。

また、委員より、ランニングコストに対する国の補助はあるのかとの質疑に対し、執行部より、地方交付税に伴う地方財政措置で見ていくと国から出ているとの答弁がありました。

次に、歳入で固定資産税のうち償却資産4,736万3,000円の減額について、委員より、化血研が移転した関係での減額ということだが、評価資産みたいな感じなのかとの質疑に対し、執行部より、化血研が持っていた機械・設備関係の償却資産を売却し、次の会社が購入して申告したときに、購入価格での評価になってしまう関係で差額が生じた。もともとは1億円あった償却資産の税額が約1,900万円ほどに下がった。ただ太陽光などほかの償却資産の伸びがあったので、4,700万円ほどのマイナスで終わったという形になっているとの答弁がありました。

民生災害対策事業850万円の減額について、熊本地震に係る住まいの再建築のうち、市が実施する事業の実績に伴うもので、転居費用助成金が80件分800万円、公営住宅入居助成金が5件50万円の減額であるとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、転居費用助成金800万円の減額の内訳は80件ということだが、住まいの再建ができていない方はそんなにはいなかったと思うので、その辺についてもう少し詳しく教えてほしいとの質疑に対し、執行部より、民間賃貸住宅への転居費用助成金は、みなしで入っていた民間賃貸住宅から別の民間賃貸住宅に移動した場合にのみ、助成があるというもので、ほとんどの方が移られるのではないかと見込んでいたが、菊池市の方については、そのまま住み続け引っ越しをしない方が多かったためと把握している。また、ことしの2月末現在、みなしの仮設住宅にお住まいの方は5世帯14人、市営住宅はゼロであり、5世帯の方は自宅再建を予定している。工事のおくれで2世帯が県のみなしの延長が認められており、それ以外の3世帯については、年度内に自宅が完成すると回答を得ているとの答弁がありました。

次に、地方創生拠点整備交付金事業9,888万2,000円の増額については、泗水養生市場の増改築工事であり、レストラン・カフェテリア・通路の増設、風除室の設置、売り場・バックヤードの様子がえを行うものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、泗水養生市場がオープンする時期と、年間の売り上げや来場者数などの目標値を教えてほしいとの質疑に対し、執行部より、オープンの時期については、

まだ工事の予定が決まっておらず、明確に申し上げることができない。また、来場者数は現在29万6,814人で、令和6年度の来場者数は32万人を見込んでいる。売り上げ目標については、現在3億7,603万円であり、令和6年度で4億1,600万円の売り上げを見込んでいる。菊池市の南の玄関口であり、来客数の4割が泗水町、23.6%が合志市、18.2%が熊本市となっているため、今後とも近隣のお客さんを取り込んでいくことが重要であると考えているとの答弁がありました。

次に、議案第21号については、委員より、説明の中で何回も嘱託職員に欠員が出たという話が出てきて気になっていたのだが、慢性的に人が足りていない状況にあるということかとの質疑に対し、執行部より、欠員の状態が多い状況であるとの答弁がありました。また、重ねて委員より、今現在、欠員は何人くらいいるのかとの質疑に対し、執行部より、介護保険係で認定調査員が2名、包括支援係でケアマネが2名、保健師が1名の5名が欠員となっているとの答弁がありました。さらに委員より、今足りていない嘱託職員5名は、それぞれに何か資格の要件を持った方が必要であるということかとの質疑に対して、執行部より、包括支援係のケアマネについては、ケアマネもしくは看護師の資格、認定調査員については、そのような資格を持った方を希望しているが、認定調査員については、絶対必要な条件としては募集していないとの答弁がありました。

次に、議案第28号中、その主なものを申し上げます。

地域振興費の交通コミュニティ調査・実証事業については、委員より、新規事業として計上されているが、特定財源のその他にある994万6,000円は具体的にどこからの受け入れかとの質疑に対し、執行部より、株式会社現代文化研究所からの歳入を見込んでいるとの答弁がありました。

また、委員より、実証事業については、タブレット等を貸し出して行うとのことだが、あいのりタクシー事業者との同意はとれているのかとの質疑に対し、執行部より、今回の実証事業については、泗水地区を計画させていただいている。事前にタクシー事業者等とは協議をさせていただき、了解を得たところであるとの答弁がありました。

さらに、委員より、運行データを調査・分析とあるが、具体的にはどの質疑に対し、執行部より、きくちあいのりタクシーについては、アプリにより予約が自動的に受け付けられ、車がどこを走っているのかもわかるようになり、タクシー事業者も事務の効率化につながる方法を現在考えている。きくちべんりカーについては、車載型の機械を乗せ、運行状況や利用者の数などを把握しながら、今後の運行計画につなげていきたいとの答弁がありました。

地域振興費のふるさと納税促進事業について、委員より、今回、基金を新たに6,000万円積み立てるよう考えられているが、ふるさと納税で積み立てられた基金はどういった事業を充て先として考えているのか。充て先をきちんと押さえとかなければならないとの質疑に対し、執行部より、具体的な事業については、条例に基づき規則で定めることとしており、総合計画の開かれた市政と行財政の効率化を除く5つの政策及び市長が特に必要と認める事業の6つの事業の中から寄附者が選択できるようにしたいと考えているところであり、事業等については、規則に定め適切な充当をかけていきたいとの答弁がありました。

一般職の給与費について、委員より、会計年度任用職員となり人件費の増となっているのかとの質疑があり、執行部に対し資料を要求し説明を求めました。執行部からは、令和元年度は報酬・賃金となっているが、合計では令和2年度が6億4,419万9,000円、令和元年度が6億8,244万8,000円であり、この部分での比較では3,824万9,000円の減となっているとの答弁があり、さらに委員より、昨年12月議会であった、手当はつくけど基本給は減る可能性はないかとの質疑との関係はどうかとの質疑に対し、執行部より、総数ではつまごめ荘分が減るため金額としては減っているが、基本的には現在の報酬額を確保しつつ手当の上乗せをしているので、個人の支給額はふえているとの答弁がありました。

安全対策費の交通安全対策費について、委員より、運転免許証自主返納者へ報償金として20万円計上されているが、何人分計上し、どういう形で支払われるのかとの質疑に対し、執行部より、高齢者ドライバー対策用として、65歳以上の自主返納者に対して、運転経歴証明書手数料申請負担費相当の1,000円の共通商品券をお送りし自主返納を促したい。予定人数は200人であるとの答弁がありました。

学校管理費の中学校長寿命化改良事業について、委員より、泗水中学校終了後の計画はできているのかとの質疑に対し、執行部より、個別計画を本年度中に上げるところになっているが、現在のところできていないとの答弁がありました。

また、委員より、3カ年計画の事業費について、途中から補助金がつく場合があるのかとの質疑に対し、執行部より、環境面も含めた工事を行うこととなっており、予算も大きくなっている。補助金については、お示ししているとおりが、環境関係の補助金がもう少しつくとは思いますが、あとは起債での対応となるとの答弁がありました。

エコヴィレッジ旭管理経費が前年度比1,334万6,000円の減額となっていることについて、執行部より、令和2年度で閉鎖となるので、施設の予備費や修繕工事について、必要最低限で運営していく計画を立てたことによる減額である。

ただ施設の終了については、専門コンサル等と協議を行いながら進めているものの、この業務の特殊性から現時点では正確な数量予測が困難なものもある。必要な予算額が判明した後に補正でお願いすることになると思う。予算計上が困難な業務としては、ごみピット内の残渣の処分、地下燃料タンク内に残留した灯油の撤去や処分などの費用が、今のところ見込めない状況であるとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、残渣処理はどのくらいの期間がかかるものか。また、残渣処理後の処分も検討していると思うが、その辺はどうかとの質疑に対し、執行部より、3月31日をもって終了すると約束しているので、それまでに終わらせるところで進めている。閉鎖後の施設をどうするのかということも、地元と交わした覚書の中で、意見を伺いながら決定していくことにしており、地元と十分協議しながら進めていきたいと考えているとの答弁がありました。

介護基盤緊急整備特別対策事業補助金3,360万円について、委員より、介護保険の第7期計画でグループホームをつくるということだが、どこに、何人規模で計画しているのかとの質疑に対し、執行部より、旭志地区もしくは七城地区に、1施設の18床で計画しているとの答弁がありました。

また、委員より、その福祉法人等はこれから決めていくということかとの質疑に対し、執行部より、今、地域密着型サービス運営委員会で検討を行っているところであるとの答弁がありました。

ブランド推進事業の委託料1,157万4,000円において、委員より、これまで菊池市は、インターネットショップまるごと市場に対してお金をつぎ込んで運営してきた。これを民間に移譲することになり、2事業所の応募があって、そのうちの1事業所に決定しているが、これは無償譲渡なのか、それともお金をいただくのか。また、譲渡後の菊池市とまるごと市場との関係性はどうなるのかとの質疑に対し、執行部より、ネットショップなので形としてはないが、パソコンや備品等については、減価償却費を割り出して、その分は払っていただく。また、関係性については、地元の農家、生産者が出荷できるような体制をとり、菊池市の農産物、工芸品、加工品等が認知されるように、後方支援としてはかかわっていきたいとの答弁がありました。

また、委員より、公式としてやってきたまるごと市場が、今から民間としてやっていくが、今まで利用してきた人は菊池市の公式ページというイメージを強く持っているので、そうでない方との公平性をとっていただきたいとの意見がありました。

花と緑のまちづくり事業368万4,000円において、委員より、ラブベンチは、結婚記念や金婚式など、自分のお金で自分たちの記念としてつくったものを市

に寄贈するような形に変えていかないと、結局、後は市が補修をしなければならなくなる。縮小する部分は市民の力に頼るような形に変えていくようにどこかで軌道修正をしないと、本当にこれから先、予算は限られてくると思うとの質疑に対し、執行部より、ずっと続くというわけではない。寄附型のベンチではどうかという話もあっている。今後は毎年毎年やっていくわけではなく、ある程度のところでラブベンチはそういった方向にシフトしていく可能性はあり得るとの答弁がありました。

議員間討議では、GIGAスクール構想について、委員より、一人一台端末の整備が行われるが、例えばそれを家に持って帰り学習ができれば授業が受けられる。コロナウイルスにより休校となっているが、今後も何かあるかわからないので、しっかり進めてもらいたいとの意見がありました。

また、委員より、学校教育のICT化や庁舎のICT化が進むと今回の予算にあるので、こうしたときこそ、オンライン会議とかオンライン研修とか在宅で仕事ができるようなことを模索していくきっかけとなったと思うので、今後、今回の予算も含めて生かしていくべきと思うとの意見がありました。

次に、議案第30号については、委員より、本年、後期高齢者医療広域連合で後期高齢者の保険料が基準額で7,533円の値上げとなっているが、菊池市における被保険者数及び1人当たりの医療給付費の推移はどうなっているのか。また、2年後にはさらに上げなければやりくりができないとの予想が立てられているが、そこを何とか抑えていくための手だてとしてどのようなことを考えているのかとの質疑に対し、執行部より、後期高齢者被保険者数については、前回保険料改定があった平成24年度は8,315人、平成30年度が8,453人で1.65%増加している。1人当たりの医療費については、平成24年度が86万5,700円、平成30年度が92万2,156円となっており、6.52%増加をしている。また、保険料引き上げ抑制のための市の取り組みとしては、市全体の健康づくり事業の推進とあわせて、国民健康保険被保険者を対象とした特定健診、特定保健指導や糖尿病等の生活習慣病の重篤化予防等のための保健指導、保険事業を進めることが医療費の伸びを縮小することにつながると考えている。それがまた、ひいては後期高齢者医療の保険料の引き上げ抑制につながると考えているとの答弁がありました。

次に、議案第31号については、議員間討議において、委員より、令和2年度菊池市介護保険事業特別会計予算の歳出の中で保険給付費が、今年度は4,755万7,000円の減額となっている。対象者である65歳以上の人数はふえているのに、保険給付費が減っているのは不思議だと思い調べてみると、2018年度予算、2019年度予算ともに、前年比1億円余りの増額となっていたものが、ことしはこれだけ抑えられたというのはすごいことだと思う。これが介護予防の結果だとす

ればとてもいいことだと思うので、そのことを市民の方々にPRし、行政としてもなおさら力を入れて行ってほしいとの意見などがありました。

次に、議案第33号については、委員より、いろんな水道料金の文献を見ると、全国的に高くなる傾向にあるが、もし、一般会計からの繰り入れができないような財政状況になってしまったら、おのずと水道料金は上がるということになるのか。ある程度、一般会計から繰り入れて料金を抑えるという認識でいいのかとの質疑に対し、執行部より、現在の一般会計の繰り入れ分については、旧簡易水道事業のときの国庫補助分の元金償還であり、経営に直接関係するものではない。ただし、実際に給水の人口も減ってきており、収入は減少傾向にあるため、もうしばらくの間は何とかやっていけるが、難しくなった場合には料金への反映も考えられる。また、料金が全国平均を上回るような状態になった場合には、一般会計からの繰り入れといった話が出てくる可能性もあるが、当面の間は水道事業加入者の料金の中で頑張っていきたいとの答弁がありました。

なお、議案第19号、議案第20号、議案第22号から議案第27号、議案第29号、議案第32号、議案第34号及び議案第36号については、特に質疑等はありませんでした。

以上が、各分科会長からの経過報告となります。

経過報告に引き続き、各分科会長に対する質疑を行いました。

議案第18号中のGIGAスクール構想について、委員より、昨年12月の全員協会で初めて説明を受けたが、それから3カ月もたたないうちに、小中学校合わせて3億円近い増額となっている。増額補正してまで急がなくてはならない根拠はどのように審査されたのか。また、導入後にどのようなランニングコストがかかっているのか試算されているのか。国がランニングコストも負担するのかについての議論はどのように行ったのかとの質疑に対し、総務文教分科会長より、国のGIGAスクール構想に伴う補正予算を受けての補正であると説明を受けており、委員からも、これだけ大きい予算を国が早急に具体化させていくというところでは、教育の方向性やどういった内容とか具体的に示されないと判断が厳しいとの委員会での質疑はあっている。ランニングコストの試算については、説明を受けておらず、国からは地方交付税に伴う財政措置で見えていくとの説明はあったとの答弁がありました。

次に、議案第28号中、会計年度任用職員の人件費について、委員より、令和2年度と令和元年度の比較で3,824万9,000円の減となるとの答弁があっているが、人数の比較はどうなっているのかとの質疑に対し、総務文教分科会長より、令和元年度は月平均で396人、令和2年度は延べ人数で535人と説明を受けており、年度当初では延べ人数でしか把握できないとの説明があったとの答弁があり、

さらに委員より、人数は令和2年度が多いのに金額は低い、令和元年度は少ないのに金額は多い、この差を教えていただきたいとの質疑に対し、総務文教分科会長より、つまごめ荘の民営化により減っているわけになるが、延べ人数であり、幅広くあらわしているのです、こういう数字になっていると認識しているとの答弁がありました。

次に、議案第31号における福祉厚生分科会での議員間討議について、委員より、本年度予算が抑えられているのはすごいことだと思うという数字の根拠は何かとの質疑に対し、福祉厚生分科会長より、介護保険の議案の中の討論で、保険給付費が減っていたので、介護予防が功を奏したのならいいが、認定しづりということにはなっていないのかとの質疑があり、執行部からは、認定しづりをしているつもりはない。介護サービスを必要としている人には必要なサービスを届けるというスタンスで行っている。減額については、昨年11月と一昨年11月の介護認定者数を比較したときに、40名弱認定者が減っている。そのことにより給付費も算定が低くなり、この予算になっているとの答弁があった。重ねて、委員からは、そのことについては、介護予防の効果が出ていると考えてよいのかとの質疑に対して、執行部からは、いきいき100歳体操などの通いの場の実施箇所も参加者もふえているので、可能性としては推測することはできるが、それを証明することは今の時点ではできないとの答弁があり、それを踏まえて認定者数が減り、その結果、介護給付費が減るのであれば、それはとてもいいことだという意味での議員間討議であったと認識しているとの答弁がありました。

以上、慎重に審議しました結果、議案第28号から議案第31号を除く、議案第18号から議案第27号、議案第32号から議案第34号及び議案第36号については討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、討論がありました議案について申し上げます。

初めに、議案第28号についてですが、福祉や教育での個々の面での評価できる予算は計上されているが、本予算全体は市民の厳しい暮らしを支える予算にはなっていない。高過ぎる国民健康保険税の引き下げ、就学援助の対象科目の拡充、高校3年生までの子どもの医療費助成の拡充など、福祉・教育分野での施策が今ほど求められているときはない。標準財政規模を大きく上回っている菊池市の財政調整基金を活用して市民の暮らし福祉を守る予算に切りかえるべきであるとの反対討論がありました。

採決の結果、賛成多数により可決すべきものと決定しました。

次に、議案第29号については、ここ数年、保険料が据え置かれたことは一定評

できるが、市民の暮らしの実態から見るならば、今求められているのは高過ぎる保険料の引き下げである。市町村への繰り入れ解消の圧力が高まることが予想されるが、こうしたもとでも法定外繰り入れは自治体の判断で行うことは可能であるとの反対討論がありました。

採決の結果、賛成多数により可決すべきものと決定しました。

次に、議案第30号については、反対の理由は、来年度から保険料が値上げになるという点であるとの反対討論がありました。

また、委員より、7,533円の値上げが、保険料の剰余金54億円全てを打ち込み、さらに、財政安定化基金10億円を最高限度で打ち込み、そういった抑制努力をした上で保険料の値上げであること。それは1人当たりの医療費が大変上がってきているという実態の中で、後期高齢者医療保険制度そのものを支えていくことと、国の制度で高齢者の負担率が上がっていることなどを考えると、菊池市での予算は妥当であると考えたとの賛成討論がありました。

採決の結果、賛成多数により可決すべきものと決定しました。

次に、議案第31号についてですが、総合事業の対象拡大が引き続き狙われており、要介護者も対象にすることが打ち出されている。本予算も、この負担増と給付抑制を前提とした内容になっており、認めることはできないとの反対討論がありました。

採決の結果、賛成多数により可決すべきものと決定しました。

以上、本委員会に付託されました議案の審査の経過及び結果について、ご報告いたします。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり速やかにご賛同を賜りますようお願い申し上げます、予算決算常任委員長報告といたします。

○議長（柁原賢一君） 以上で、委員長報告を終わります。

ただいまの各常任委員長の報告に対して質疑を行います。質疑は3回までとなっています。質疑はありませんか。

木下雄二君。

[登壇]

○19番（木下雄二君） 皆さん、おはようございます。予算決算常任委員会委員長報告について、質疑をさせていただきます。

3月16日に各分科会長報告がありましたが、先ほどの委員長報告が余りにも内容が削除されておりますので、確認も含めお尋ねをいたします。特に、経済建設分科会の分科会長報告では、今から申し上げます内容については、優先順位から考えても削除すべきではないと考えます。



菊池市議会の議会申し合わせ、19、委員長報告には、委員長報告の作成は、委員長と書いてありますとおり、私の判断でしております。各分科会長との協議は行っておりません。

以上です。

○議長（柁原賢一君） 木下雄二君。

[登壇]

○19番（木下雄二君） . . . . .  
. . . . .  
. . . . .  
. . . . .  
. . . . .  
. . . . .

○議長（柁原賢一君） ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（柁原賢一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ここで、10分間休憩します。



休憩 午前11時04分

開議 午前11時12分



○議長（柁原賢一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから討論を行います。議案第3号から議案第37号の、以上35議案について討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

東奈津子さん。

[登壇]

○6番（東 奈津子さん） 皆さん、おはようございます。議席番号6番、日本共産党、東奈津子です。

議案第5号、議案第28号から31号、議案第35号について、反対の立場から討論を行います。

まず最初に、議案第5号、菊池市長の給与及び旅費に関する条例並びに菊池市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

今条例の改正は、議案第6号同様、国の法改正によるものでありますが、また、議員のなり手不足ということが全国的にも大きな問題となる中で、議会改革特別委

員会でも議員報酬については、さまざまな角度からの議論が行われており、市民の声に応えるためにも一定の保障が必要であることも承知しています。しかし、消費税の増税やコロナウイルスの影響で市民の暮らしの実態は厳しさを増している。こういうときに、市長はもちろん、市民の代表である議員の期末手当の増額に賛成することはできません。

以上の理由から、議案第5号には反対であります。

次に、議案第28号、令和2年度菊池市一般会計予算についてです。

本予算では、泗水中学校校舎の長寿命化による改修や、高齢者ドライバーの対策として、免許証の自主返納者に対して証明手数料を商品券の支給を行うなど、福祉や教育での個々での評価できる予算は計上されていますが、本予算全体は、市民の厳しい暮らしを支える予算にはなっていません。

今、国は、ことしの最重要課題として全世代型社会保障改革を掲げ、新たな大負担増計画を国民全体に押しつけることを狙っています。また、地方創生を掲げながら、公共施設等の統廃合の推進、民間委託などの行政改革を地方に押しつけようとしています。こういうときだからこそ、地方自治体は、原点である住民の暮らし、福祉を守り、悪政の防波堤の役割を果たすことが求められています。しかし、2020年度の当初予算も大きくはこの立場に立っている内容ではありません。高過ぎる国民健康保険税の引き下げ、就学援助の対象科目の拡充、高校3年生までの子どもの医療費助成の拡充など、福祉、教育分野での施策が今ほど求められているときはありません。標準財政規模を大きく上回っている菊池市の財政調整基金を活用して、市民の暮らし、福祉を守る予算に切りかえるべきであります。

また、具体的な指摘としては、1点目に、マイナンバー関連予算の計上についてです。

カードの交付が始まって4年がたちますが、多額の税金を投入しながら、カードの普及は遅々として進んでいません。ことし1月の全国の交付数は、人口比で約15%、菊池市においても、総務文教分科会の質疑でも明らかとなりましたが、3月1日時点現在でわずか10.99%です。マイナンバーを記載した行政文書の誤送付や情報の漏えいなど、カードをめぐるさまざまな問題が噴出しています。このようなマイナンバー関連予算に多額の予算が計上されています。

指摘の二つ目は、同和関連予算であります。

部落解放同盟への補助金は、今年度の予算では見直しが行われていましたが、来年度の予算は見直しが行われておりません。委員会でも指摘しましたが、部落解放同盟の各支部の平成30年度の収支報告書を見ますと、全ての支部の財源の9割以上が市の補助金であります。適正なあり方とは言えません。適正な額の補助金

に改めるべきであります。

以上のことを指摘しまして、議案第28号の反対討論とします。

次に、議案第29号、令和2年度菊池市国民健康保険事業特別会計予算についてです。

ここ数年、保険料が据え置かれたことは一定評価できます。しかし、市民の暮らしの実態から見るならば、今、求められているのは高過ぎる保険料の引き下げであります。

2020年度は、保険者努力支援制度の改悪による市町村への繰り入れ対象の圧力が高まることが予想されます。しかし、こうしたもとでも、法定外繰り入れで引き下げをすることは自治体の判断で行うことは可能であります。

以上の理由から、本議案には反対であります。

次に、議案第30号、令和2年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計予算についてです。

反対の理由は、一つは、来年度から保険料が値上げになるという点であります。予算決算常任委員会でも分科会長報告でありましたように、7,533円の値上げとなります。保険料の算定は県の広域連合の決定ではありますが、多くの後期高齢者は収入のほとんどが公的年金であり、その年金が削減されているときにさらなる負担増は認められません。

反対の二つ目は、制度そのものに反対である点であります。後期高齢者の多くは複数の病気を抱えています。そのような現状に、後期高齢者の病院での窓口負担の2割化も狙われています。行き着く先は受診抑制であります。毎回の討論でも指摘していますが、このように高齢者を囲い込んで差別する制度そのものに問題があります。

以上の理由から、反対とします。

次に、議案第31号、令和2年度菊池市介護保険事業特別会計予算についてです。

介護保険制度は、ことしで施行20年を迎えました。国は制度改悪を繰り返し、国家的詐欺と言われるまでに介護の危機は深刻化しています。

厚労省は、2021年度から第8期介護保険制度改定に向けて、さらなる負担増と給付抑制の議論を進めています。とりわけ総合事業の対象拡大が引き続き狙われており、要支援だけでなく、要介護者も対象にすることが打ち出されています。本予算もこの負担増と給付抑制を前提とした内容となっており、認めることはできません。

次に、議案第35号、第四次菊池市行政改革大綱の策定についてです。

第四次行政改革大綱では、第一次から第三次行政改革大綱同様、行財政改革のよ

り一層の効率化、合理化が進められようとしています。具体的には、実施項目で挙げられている施設使用料の見直し、さらにはライフラインの上下水道料金の適正化、また、市営住宅の民間活力や、中央図書館を含む生涯学習センター等のあり方の検討など、一言で言えば、市民サービスの切り捨てにつながりかねないものであり、住民の暮らし、福祉の増進という地方自治体の一番の役割に逆行するものです。また、今回、新たに掲げられているSDGsの理念に照らしても、根本的なところで反しているのではないのでしょうか。

以上の理由から、議案第35号については反対であります。

○議長（柁原賢一君） ただいま議案第5号、議案第28号、議案第29号、議案第30号、議案第31号、議案第35号に対する反対討論がありました。

議案第5号、議案第28号、議案第29号、議案第30号、議案第31号、議案第35号について、賛成者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（柁原賢一君） 議案第5号、議案第28号から議案第31号及び議案第35号について、ほかに討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（柁原賢一君） これで、議案第5号、議案第28号から議案第31号、議案第35号に対する討論は終わります。

ほかに討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（柁原賢一君） これで、討論を終わります。

これより議案第3号から議案第37号について採決します。

ただいま反対討論がありました議案第5号、議案第28号、議案第29号、議案第30号、議案第31号、議案第35号を除き、一括採決します。

お諮りします。議案第3号、議案第4号、議案第6号から議案第27号、議案第32号から議案第34号、議案第36号、議案第37号、以上の29案件について、各常任委員長の報告は原案のとおり可決であります。

各常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柁原賢一君） 異議なしと認めます。よって、以上の案件については、各常任委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、討論がありました議案第5号、議案第28号、議案第29号、議案第30号、議案第31号、議案第35号については、起立により採決します。

最初に、お諮りします。議案第5号について、原案のとおり可決することに賛成

の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(柁原賢一君) 起立多数です。よって、議案第5号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、お諮りします。議案第28号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(柁原賢一君) 起立多数です。よって、議案第28号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、お諮りします。議案第29号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(柁原賢一君) 起立多数です。よって、議案第29号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、お諮りします。議案第30号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(柁原賢一君) 起立多数です。よって、議案第30号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、お諮りします。議案第31号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(柁原賢一君) 起立多数です。よって、議案第31号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、お諮りします。議案第35号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(柁原賢一君) 起立多数です。よって、議案第35号は、原案のとおり可決することに決定しました。

○

## 日程第2 議会改革検討特別委員会の中間報告・質疑

○議長(柁原賢一君) 次に、日程第2、議会改革検討特別委員会の中間報告を議題とします。

議会改革検討特別委員会から付託中の案件について、中間報告の申し出があつて

おります。

お諮りします。本件については、申し出のとおり中間報告を受けることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（柁原賢一君） 異議なしと認めます。よって、議会改革検討特別委員会の中間報告を受けることに決定しました。

議会改革特別委員会委員長、水上彰澄君。

[登壇]

○議会改革特別委員長（水上彰澄君） 議会の許可をいただきましたので、会議規則第45条第2項の規定に基づき、議会改革検討委員会の中間報告をいたします。

議会改革特別委員会は、地方分権が進展する中、二元代表制のもと、地方議会の果たす役割は重要性を増している。議会活動の充実、強化を図るとともに、情報の公開、透明性の向上を図ることが一層求められている。

菊池市議会は、より一層市民の負託に応えるため、また、市民生活の向上と民主政治の発展に寄与するためとして、令和元年9月27日、令和元年第2回定例会において設置されております。委員10名で構成された特別委員会として活動を始め、令和元年11月5日から令和2年2月27日までに6回の委員会を開催し、議論を重ねてきたところです。

本委員会における議会改革の検討項目については、費用弁償、予算決算特別委員会、ペーパーレス化、委員会の研修、政務活動費、議員定数、議会広報特別委員会運営、議会基本条例、議会からの監査委員の選出、以上9項目について検討することとし、中間報告を令和2年3月定例会、最終報告を令和2年12月定例会に行うことと計画しております。

それでは、各項目におけるこれまでの審査における内容と結果について、経過報告をいたします。

まず初めに、費用弁償の取り扱いについては、全国の費用弁償支給状況や、県内13市の支給状況等も調査し審査を行いました。委員からは、報酬を考えると多い金額ではない。費用弁償があることにより活動しやすい状況になっている。継続していただきたいや、政務活動費、報酬まで関連して考えてほしい。今の議員不足に関連しているというのもある。継続と思っているとの費用弁償を継続とする意見に対し、積算根拠がない今の費用弁償は廃止すべき、報酬の問題と別に考えるべき、議員の仕事をして報酬と別に費用弁償がもらえるという制度を市民が納得するのか。2,500円という支出が曖昧だと思うから、一度廃止すべきとの廃止の意見がありました。

また、委員より、費用弁償の主たる内容は交通費であるべきと思う。そこはきちっと見ていくべき、何キロ未満・何キロ以上という形で、適当な額の支給をする方向が望ましいや、交通費は支払うものだというベースの上であって、特殊な場合は合理的に配慮していくという考えであるとの見直しの意見もありました。

委員会の意見としては、採決をとり、費用弁償継続が4名、廃止が3名、見直しが2名であり、費用弁償継続という意見で結論を見ております。

次に、委員会研修について申し上げます。

委員からは、基本的に2年に1回でいい。広報委員会や議会運営委員会も研修先を全国に広げ、2年に1回の実施や、一般質問等に生かされていない。主義主張、政策が違う人が研修しても響く人と響かない人がいる。政務活動で行えばいい。執行部含めれば2年分なくせば500万円近く削減になる。隔年でいいとの意見がありました。また、委員からは、勉強になる。継続して毎年1回行ったほうがいいや、現状が基本、行くか行かないかの判断は各委員会に委ねるなどの意見がありました。

委員会の意見としては、現在の状況を継続して実施する意見と、2年に1回実施の隔年での実施とで採決をとり、2年に1回実施の隔年が5人、現在の状況を継続が4人となり、隔年での実施という意見で結論を見ています。

次に、政務活動費については、交付額の増減、関係書類全ての公開、前払い・後払いの3点について審査いたしました。

交付額の増減については、充実させるためには増額したほうがいいとの意見や、今の財政状況を見ると増額は市民に受け入れられないと思うとの意見があり、採決の結果、増額が2名、現状維持が7名で、現状維持という意見で結論を見ております。

関係書類全てのホームページの公開については、どういうことを政務活動で行ったかというのを見てもらうや、早く公開して1円でも説明するのが基本だとの意見があり、採決の結果、公開が8名、非公開が1名で、公開の結論になっております。

前払い・後払いについては、執行しなければ不用額で残ってしまうので、活動していないように見える。立てかえ払いでは精査して振り込んでもらう方法がいいと思うとの意見や、経済的に大変な人たちも前払いによって研修にも行けるという安心感があるとの意見があり、採決の結果、後払いが3人、前払いが6人で、前払いの結論になっております。

次に、議会広報特別委員会については、広報広聴活動を充実させるために、3委員会より各2名ずつ選出し、合計6名の体制にしたい。また、委員長は、委員より互選により選出し、議会だよりの編集や、広聴については議員中心に行っていきたいとの議会広報特別委員会からの提案を受けて、審査を行いました。

議会だよりを根本的に見直してはどうか。一般質問は、答弁書を含めて議員みずから自分たちの手でつくり上げるべきである。議会だよりの編集を議員中心でやっていくのであれば、委員の数は6名では少ないのではないかなどの意見がありました。その後の審査において、この案件については、議会広報特別委員会より全員協議会に諮るという意見で結論を見ております。

以上、申し上げた費用弁償、委員会研修、政務活動費、議会広報特別委員会の4項目が現時点で当議会改革検討特別委員会の結論を見た項目となっております。

次に、当特別委員会で結論を見ていない項目の審査状況について申し上げます。

予算決算常任委員会については、現在、議会運営委員会にて申し合わせの改正が検討されているため、その結果を見てから再度検討を行うこととなりました。

ペーパーレス化については、方向性としてはペーパーレス化に向けて進んでいくが、そのためには専用のタブレット等が必要であり、ペーパーレス化への移行期間中の紙媒体での対応や、情報漏えい等に対する課題、機器導入の費用対効果など、クリアしなければならない問題もあり、先進地の状況等を検証する必要があるとして、継続して審査を行うこととしました。

議員定数については、現状維持、削減等、委員からそれぞれの考え方を出示してもらいましたが、もう少し時間をかけて考え方をまとめることに審査中であります。

議会基本条例については、見直しと反問権について審査を行いました。

反問権については、議会基本条例にある議員の質疑等に対し、論点の整理と確認のために反問することができるとした条文を条件つけしない反問権に文言を変えるべきであるという意見があり、審査中であります。

監査委員の議員枠の廃止については、平成29年の地方自治法改正により、議会選出監査委員の設置が選択制になったことから、議会選出監査委員の意義と問題点等について考え方をまとめているところであり、継続して審査を行うこととしております。

今後の特別委員会では、結論を見ておりません上記の5項目について、引き続き審査を行うこととしております。

議員各位の理解と協力を引き続きお願い申し上げまして、議会改革検討特別委員会としての中間報告といたします。

終わります。

○議長（柁原賢一君） 以上で、議会改革検討特別委員会の中間報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑は3回までとなっています。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（柁原賢一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○

### 日程第3 総務文教常任委員会所管事務調査の報告・質疑

○議長（柁原賢一君） 次に、日程第3、総務文教常任委員会の所管事務調査を議題とします。

総務文教常任委員会から委員会の閉会中の継続審査並びに調査について、所管事務調査の報告の申し出がっております。

お諮りします。本件については、申し出のとおり所管事務調査の報告を受けることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（柁原賢一君） 異議なしと認めます。よって、総務文教常任委員会の所管事務調査の報告を受けることに決定しました。

総務文教常任委員会委員長、水上隆光君。

[登壇]

○総務文教常任委員長（水上隆光君） 総務文教常任委員会所管事務調査報告を行います。

総務文教常任委員会で所管事務調査を行いましたので、ご報告申し上げます。

総務文教常任委員会では、高齢ドライバー対策と災害情報伝達の取り組みの二つを大きなテーマとして、令和元年5月9日から令和2年2月21日までに6回の所管事務調査を実施し、調査における議論をもとに、高齢ドライバー対策及び災害情報伝達の取り組みに関する政策提言書を取りまとめ、令和2年3月10日に市長へ提出いたしました。

政策提言の中身については、二つの項目それぞれに現状の考察、総務文教常任委員会の取り組み、政策提言を記載しております。

政策提言したものについては、次のとおりです。

高齢ドライバー対策については、1、交通安全指導體制の充実、2、公共交通体系の充実、3、安全運転サポート車等の普及促進に向けた取り組み、4、運転免許証自主返納者への移動手手段確保対策の実施、5、移動販売の充実、6、その他となっております。

次に、災害情報伝達手段の取り組みについては、1、きくち防災・行政ナビの普及、2、防災アプリインストールの奨励、3、要支援者等の把握と地域との連携、4、自主防災組織への支援、5、防災タブレットの活用、6、防災訓練の実施、7、ハザードマップの充実、8、庁舎防災体制の強化、9、災害情報伝達体制の強化、以上が政策提言項目であります。

なお、市長に提出しました政策提言書については、お手元に配付のとおりです。  
以上、所管事務調査の報告といたします。

○議長（柁原賢一君） 以上で、総務文教常任委員会の所管事務調査の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（柁原賢一君） これで質疑を終わります。

○

#### 日程第4 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

○議長（柁原賢一君） 次に、日程第4、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とします。

#### 閉会中の継続審査・調査

##### 議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について

##### 総務文教常任委員会

- 1 一般行財政、企画開発、地域振興、情報処理、防災、教育等に関する諸問題の調査について

##### 福祉厚生常任委員会

- 1 福祉、環境、市税、健康管理、地籍調査等に関する諸問題の調査について

##### 経済建設常任委員会

- 1 農政、林業、商工振興、観光振興等に関する諸問題の調査について
- 2 土木、都市計画、公共下水道、水道等に関する諸問題の調査について

##### 予算決算常任委員会

- 1 予算及び決算に関すること

##### 議会広報特別委員会

- 1 議会広報に関すること

##### 熊本地震からの復旧・復興特別委員会

- 1 熊本地震からの復旧・復興に関すること

##### 議会改革検討特別委員会

- 1 議会改革に関すること

議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長から所管事務調査事項について、議席に配付の閉会中の継続審査並びに調査申し出一覧表のとおり申し出がっております。

お諮りします。議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長から申し出の

とおり、閉会中の継続審査並びに調査とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（柁原賢一君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査とすることに決定しました。

○

追加日程第1 議案第38号・議案第39号 上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（柁原賢一君） 次に、追加議事日程第1、議案第38号及び議案第39号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） それでは、ただいま上程されました追加議案について、ご説明申し上げます。

追加議案その2の1ページ及び11ページをお願いいたします。

議案第38号、令和元年度菊池市一般会計補正予算（第12号）及び議案第39号、令和2年度菊池市一般会計補正予算（第1号）でございます。

補正の内容につきましては、主に世界的に感染が拡大している、新型コロナウイルス感染症に対する緊急対策に係る補正予算でございます。

内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（柁原賢一君） 総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） それでは、追加提案いたします議案第38号及び議案第39号につきまして説明をいたします。

追加議案その2の1ページをお願いいたします。

議案第38号、令和元年度菊池市一般会計補正予算（第12号）でございます。

あけていただき、3ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に1,263万円を増額し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ291億5,741万6,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、主に世界的に感染が拡大している新型コロナウイルス感染症に対する緊急対策に係るものでございます。

詳細について、事項別明細により説明いたします。

9ページをお願いいたします。

1 枠目の款3 民生費、項3 児童福祉費、目1 児童福祉総務費8 2 1 万5, 0 0 0 円の増額は、小学校などの臨時休校に伴い、保護者が昼間家庭にいない子どもたちの居場所確保のために、開所時間を延長して運営している児童育成クラブへの委託料の加算による増額でございます。

なお、1 0 0 %国費負担となっており、市の負担はございません。

次に、その下の目5 児童福祉施設費4 2 0 万円の増額は、市内の保育園及び認定こども園において、マスク、消毒液、空気清浄機等の購入に対する助成でございます。こちらも1 0 0 %国費負担となっており、市の負担はございません。

同じく、2 枠目の款5 農林水産業費、項1 農業費、目3 農業振興費2 1 万5, 0 0 0 円の増額は、イベント自粛等により多大な影響を受けている花卉農家支援のため、また、同じく臨時休校を余儀なくされている中、卒業する児童たちの門出を祝うため、小学校の卒業式において、卒業生全員に花束を贈呈することによる増額でございます。

お戻りいただいて、5 ページをお願いいたします。

第2 表、繰越明許費補正でございます。

追加1 件となっておりますが、繰り越しの理由としまして、施工業者による人財確保が困難となったことによるものでございます。

続いて、その下段の第3 表、債務負担行為補正でございます。

内容としましては、新型コロナウイルス感染症に対する緊急対策として、国及び県が実施いたします、中小企業及び農林漁業者向け金融支援制度について、無利子化ための利子補給及び保証料の負担をするものでございます。

次に、1 1 ページをお願いいたします。

議案第3 9 号、令和2 年度菊池市一般会計補正予算（第1 号）でございます。

あけていただき、1 3 ページをお願いいたします。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症に対する緊急対策として債務負担行為を設定するものであり、予算の総額の増減はございません。

1 4 ページをお願いいたします。

第1 表、債務負担行為補正でございます。

内容としましては、新型コロナウイルス感染症に対する緊急対策として、国及び県が実施します中小企業及び農林漁業者向け金融支援策制度について、無利子化のための利子補給及び保証料を負担するものでございます。

以上、追加議案についての説明とさせていただきます。

○議長（柘原賢一君） 以上で、説明が終わりました。

ここで、暫時休憩します。

---

休憩 午前 11時50分

開議 午後 0時17分

---

○議長（柁原賢一君） 休憩前に引き続き、会議を行います。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（柁原賢一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第38号及び議案第39号は、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柁原賢一君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（柁原賢一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

最初に、お諮りします。議案第38号については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柁原賢一君） 異議なしと認めます。よって、議案第38号については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、お諮りします。議案第39号については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柁原賢一君） 異議なしと認めます。よって、議案第39号については、原案のとおり可決することに決定しました。

ここで昼食等のため、暫時休憩します。

午後の会議は、1時より開きます。

---

休憩 午後0時19分

開議 午後1時00分

---

○議長（柁原賢一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○

**追加日程第2 意見書案第1号 上程・説明・質疑・討論・採決**

○議長（柁原賢一君） 次に、追加議事日程第2、意見書案第1号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、大賀慶一君。

[登壇]

○議会運営委員長（大賀慶一君） 皆さん、改めまして、こんにちは。それでは、意見書案第1号、新型コロナウイルスによる感染症対策等を求める意見書についての提案理由の説明を述べます。

新型コロナウイルスによる感染症対策等を求める意見書

新型コロナウイルスによる感染症については、世界各地で感染者が増加し、国際的な脅威となっている。

我が国においても次々に感染者が確認され、現在も増加を続け、収束の気配が見えず、市民に不安が広がっている。このような中、本市においては「菊池市新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し感染予防への啓発活動を行うなど、熊本県と連携を図りながら対策を講じているところである。本市においては感染者は未確認であるが、一斉休校に伴う様々な影響や本市の基幹産業である農業を始め、観光業や小規模事業者へ経済的影響がすでに出ている。

よって、国におかれては新型コロナウイルス感染症対策等を進めるにあたり、引き続き地方自治体と十分な連携を図るとともに、下記の対策について早急に具体化していくことを強く要望する。

記

- 1 農業・観光・商工・運輸等あらゆる分野における影響を把握し、特に個人事業者を含めた中小企業の経済的影響について十分に考慮した上で、必要な経済対策を講ずること
- 2 特に、緊急融資や返済猶予等について柔軟に対応すること
- 3 自治体の実体に応じて自由に使える新型コロナウイルス感染症対策費を交付すること
- 4 情報インフラの整備を行うこと
- 5 生活困窮家庭への支援を強化すること
- 6 一斉休校に伴う未修のカリキュラムへの対応を行うこと

- 7 行事やイベントについて、実施できるようにするためのガイドラインを示すこと
- 8 医療的に優先順位の高い方たちへのマスクや消毒液等の衛生用品の供給システムを作ること
- 9 保育園や学童保育での感染リスクを軽減するための対策を講ずること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月19日

菊池市議会議長 柘原 賢一

衆議院議長	大島 理森 様	参議院議長	山東 昭子 様
内閣総理大臣	安倍 晋三 様	総務大臣	高市 早苗 様
法務大臣	森 まさこ 様	財務大臣	麻生 太郎 様
文部科学大臣	萩生田 光一 様	厚生労働大臣	加藤 勝信 様
農林水産大臣	江藤 拓 様	経済産業大臣	梶山 弘志 様
国土交通大臣	赤羽 一嘉 様	内閣官房長官	菅 義偉 様

意見書案第1号を別紙のとおり、菊池市議会会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

提案理由としましては、現在、新型コロナウイルスによる感染症については、世界各地で感染者が増加しており、いまだ終息の気配が見えない状況である。そのような中、本市においては感染者は未確認であるが、一方で、一斉休校に伴うさまざまな影響や、本市の基幹産業である農業をはじめ、観光業や小規模事業者においては、既に経済的影響が出ている。

よって、国において新型コロナウイルス感染症対策等の強化を図り、速やかな対策を講ずることを強く要望する。

これが、本案を提出する理由でございます。

なお、意見書については、お手元に配付のとおりでございます。

議員各位におかれましては、意見書案の趣旨にご賛同いただきますようお願い申し上げます。以上、提案理由といたします。

○議長（柘原賢一君） 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（柘原賢一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見書案第1号については、会議規則第37条第2項の規定によって委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（柁原賢一君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続いて審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（柁原賢一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。意見書案第1号については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（柁原賢一君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第1号については、原案のとおり可決することに決定しました。

○

### 追加日程第3 議員提出議案第1号 上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（柁原賢一君） 次に、追加議事日程第3、議員提出議案第1号を議題とします。提出者の提案理由の説明を求めます。

平直樹君。

[登壇]

○5番（平直樹君） 議員提出議案第1号、菊池の歴史を学び大切にす条例の制定について、提案理由の説明をいたします。

議員提出議案第1号を、別紙のとおり、菊池市議会会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。

私は、菊池市議会議員となり、現在2期6年になります。その6年の中でご縁をいただき、菊池市の姉妹都市の宮崎県西米良村、友好都市である岩手県遠野市、鹿児島県龍郷町にも足を運ぶ機会をいただきました。

皆さん、ご案内のとおり、この3市町村を結ぶものは菊池一族として歴史がございます。かの地に実際に伺って、さまざまな人たちにお話を伺ったり、講演等を拝聴したりしていく上で、私は、彼ら、そしてそのまちには揺るぎない菊池一族の子孫であることの誇り、そして、その文化に対する強い敬意を感じることができました。自分たちのルーツは菊池一族であり、それは熊本県菊池市にあると強く思っております。その歴史認識の上で日々の生活があるのだと痛感いたしました。

ここでは歴史の内容を語るつもりはございませんが、日本中に本市のことを考え、自分たちの起源として敬っていただいている人たちがたくさんいるという現実、そして、はたと自分のことに翻って考えたときに、これほどこのまちの歴史や文化に誇りを持っているのだろうかと考えるようになりました。本市に住む人たちが菊池一族の末裔ではない人たちが多く住むという現実との違いも考えるようになりました。であれば、今、本市に住む我々がこの条例をつくり、根拠または指針として、本市の歴史や文化をしっかりと学び大切にする、そして、それをもって未来へしっかりとつなげていくことこそ、我々のすべきこと、また、やれるべきことではないかと感じております。

約1年前から本条例案作成のために、さまざまな識者の方々と意見交換を始め、教えを請い、お知恵をおかりしながら、事務局にもお手伝いいただき、条例素案を練り始め、議員間でも半年以上かけて何度も何度も議論を重ねながら本条例案を作成していきました。およそ3カ月前に全員協議会の場で、全議員さんにおいてお配りもさせていただきましたし、その後、たくさんのご意見をいただき、何度も何度もそれからまた書き直し、本条例案にたどり着きました。

改めて、本市にはすばらしい歴史と文化がございます。それをまずは市民が学ぶ機会をつくり、大切にするという心を育み、次世代につないでいくこと、すなわち、郷土愛を育むことであり、必要不可欠なものであると考えるため、条例を制定するものです。

制定する条例案は、第1条で目的、第2条で基本理念、第3条で市の責務、第4条で市民の役割、第5条で民間団体等の役割、第6条で個人の考えの尊重を記しております。詳しい内容はお手元に配付のとおりです。

議員各位におかれましては、本提出議案にご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（柁原賢一君） 以上で説明が終わりました。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（柁原賢一君） どのようなことですか。

発言を許します。

工藤圭一郎君。

〔登壇〕

○13番（工藤圭一郎君） ただいま議員提出議案第1号については、議会内において十分な審議がなされておらず、議員全員の総意として提出が望ましいと考えます。よって、総務文教常任委員会に付託し、閉会中の継続審査にすることを動議として提出いたします。

○議長（柁原賢一君） ただいま工藤議員から議員提出議案第1号の動議が提出されました。

ここで、会議規則第16条の規定により、賛成者の確認をします。

賛成者は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（柁原賢一君） 本動議は2人以上の賛成者がありますので、成立しました。

議員提出議案第1号の動議を議題として採決します。

この採決は起立によって行います。

この動議のとおり決定することに賛成の方は起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（柁原賢一君） 起立少数です。よって、本動議は否決されました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

荒木崇之君。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） 「悪法もまた法なり」というギリシャの哲学者ソクラテスの言葉があります。間違っただけでも法治国家では守らなければならないという意味です。ですから、条例制定には細心の注意を払わなければなりません。

そこで、2点お聞きします。

過去に制定された議員提出条例には、暴力団排除条例、中小企業振興条例があります。どちらも市の事業から暴力団を排除する、市内の中小企業を振興するという明確な目的があるわけですが、本条例の目的に、菊池市の歴史を学び、市民の心の豊かさがあります。が、本条例を制定することで、市民の心がどのように豊かになるのか、具体的にお答えください。

2点目ですが、条例の第3条の（2）です。歴史文化振興施策を恒常的・安定的に実施できるよう、必要な措置を講じるよう努めることというのと、第3項ですね、歴史文化振興施策を推進するに当たって、市民、民間団体等の協力を求めるとともに、市民、民間団体の活動を助長するように努めることとありますが、これは市がこの団体に対してどのようなことをしなければならないのか、その意味をお尋ねいたします。

○議長（柁原賢一君） 平直樹君。

[登壇]

○5番（平直樹君） ただいまの荒木議員の質疑にお答えしたいと思います。

2条での心の豊かさとは何を指すのかというご質疑だったと思いますが、まず、そちらのほうにお答えしたいと思います。

心の豊かさとは、それは具体的に何かをあらわすもの、何か物品にあらわせるものではないので、それぞれの主観によって変わってくるところかなというところですので、ここで、歴史を学んで心を豊かにするということが言葉に表現することは、私にとってはすごく難しいので悩んでおりますが、学校の授業でも歴史を学ぶことはとても大切なこととされております。それと全く一緒のように、自分たちの住むこの歴史を学んで大切にす、その心は豊かな心かというふうに思っております。

それと、2点目の第3条の(2)の必要な措置、(3)というその具体的な、助長するように努めることということが具体的にどういうことかということだったと思います。

まず、(2)の歴史的文化振興施策を恒常的・安定的に実施できるように、必要な措置を講じるように努めることというのは、想定されますに、例えばそれが予算を伴うような施策の提案であったりというようなことも想定されると思いますし、

(3)の市民、民間団体等の活動を助長するように努めることというのは、例えばこれは広報等も考えられるかなというふうに思います。民間の方々が歴史を学んで大切にしようという行動を市がバックアップをして、広報などをお手伝いするというような行為も入るのかなというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） 荒木崇之君。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） 私も市役所におりましたけども、議会事務局にもおりました。条例制定に当たって、一丁目一番地、これは何かというと、目的をはっきりさせることなんです。県のホームページにもありますけども、例えば人権に関する条例をつくることであれば、人権を通して差別をなくすという目的がはっきりとなっているわけなんですよね。これは非常にぼやってしている。それは人それぞれで感じ方が違う。そうすると、思想信条のところまで入ってくるんじゃないかと私は考えますから、もう一度、はっきりこの条例をつくることで、何が市民生活が変わるのか、あるのとなないのでどう市民の心が違うのか、それをもう1点お聞きしたいと。もう一回お聞きしたいと。

それと、先ほど3条の(2)と(3)を私も読み解くと、歴史文化振興施策には補助金を出しなさいというふうにも読み取れます。

再度質問しますけども、今後、この条例が制定され、例えば執行部から菊池一族等の歴史関係予算が上がってきたら、この条例を執行部が錦の御旗として、議会に歴史関係予算等を認めさせるための条例なのか、歴史関係予算の議決を担保するための条例なのか、お尋ねをいたします。

○議長（柁原賢一君） 平議員。

[登壇]

○5番（平 直樹君） 再質疑にお答えいたしたいと思います。

心の豊かさ等をもう少し明確に言えということですが、ここはもうどこまで言っても、ちょっと主観になっちゃうのかなと思いますが、私は自分のまちのことをしっかり学んで、それを大切にしようとする、その心が豊かさそのものだと考えております。

2点目のその補助金についてですが、この条例をつくったから、市役所が、執行部側がそれに対する補助金をつくったから、それを必ず認めなさいと、そういうような担保をするための条例ではなく、そのときに議会として上がってくるので、それはそれで各議員さんの判断の重なった決議、決定で従えばいいというふうに思っておりますので、今の荒木議員の再質疑の趣旨とは少し違うと思っております。

以上です。

○議長（柁原賢一君） 荒木崇之君。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） 二つ目にお答えいただいた3条の（2）と（3）の内容については安心しました。担保するものであれば、とても議会じゃ認められないので、どうしてもやっぱり目的のところはひっかかるわけなんですけども、これが思想信条にひっかかると私は思うんですけども、この条例は弁護士さんあたりに見てもらったという経緯はありますか。

○議長（柁原賢一君） 平直樹君。

[登壇]

○5番（平 直樹君） お答えいたします。

弁護士さんに見てもらった経緯はございません。

○議長（柁原賢一君） ほかにありませんか。

東奈津子さん。

[登壇]

○6番（東 奈津子さん） 2点について質問をいたします。

1点目は、本来、条例というものは、まちの法律を決める重要なものであり、本来、開会日に提出され、委員会付託を行い、慎重審議が求められるものだと思いますが、今回、なぜ追加議案という形で提出をされたのでしょうか。

2点目は、第2条のところについて質問をいたします。

市民一人ひとりが、積極的に菊池の歴史に学ぶ環境づくりに努め、推進しなければならないと書かれてありますが、これは市の役割なのか、それとも、市民の責務

なのか、この表現ではわかりません。お答えください。

○議長（柁原賢一君） 平直樹君。

[登壇]

○5番（平直樹君） ただいま東議員の質疑にお答えしたいと思います。

追加議案になぜしたのかということですが、一番最初にご説明しましたとおり、私たち議員というのは、議案提出権というものを持っております。それが示したものが菊池市議会会議規則第14条の第1項にありますので、このルールにのっとり、いつ出すか、そういうことも全て一議員の判断のもとに出せるものと私は解釈をしております。

委員会付託にすべきだという動議もいただきまして、ありがたいご意見をいただいておりますが、それぞれ顔が違うように、私はそれでいいと思って、ルールを踏んで提出をしているところでございます。

2点目の第2条のところは、市民なのか、市なのかということのお尋ねでありましたが、これは基本理念でございますから、この条例をもって、どういう基本理念としてあるということから鑑みますと、市民や市というような分け方ではなくて、もう両方にまたぐという、この条例の基本理念というところです。

以上、お答えいたします。

○議長（柁原賢一君） ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（柁原賢一君） これで質疑を終わります。

議員提出議案第1号については、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（柁原賢一君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

二ノ文議員。

[登壇]

○17番（二ノ文伸元君） 皆さん、こんにちは。私は、菊池の歴史を学び大切にする条例に反対の立場で討論させていただきます。

私自身、菊池市民として、菊池の歴史を学び大切にすることは意義のあることだと思いますが、この条例においては、第3条の4項、学校教育の中に歴史文化振興

施策を積極的に取り入れていくよう努めることとありますが、まず、学校現場の先生方の負担増加の可能性があることが目に見えております。カリキュラム以外のものが加わることによる負担を強いるのはいかがなものでしょうか。

今、教育現場の先生方の多忙さは相当なもので、国を挙げて働き方改革がうたわれているのはご存じだろうと思います。データでは以前よりやや減少したとも言われていますが、効率のよい仕事を推進されつつも、教育内容や目の前の子どもや親に対応される多忙さは、教育現場の先生方や教育経験者であれば周知のことだと思います。

さらに、第6条、本条例に当たっては、個人の意思や考えを尊重するものではありますが、例えば、学校教育の現場において、子どもたちがこれまでと違い、授業やイベントを受ける受けないことを個人として判断し、授業やイベントを拒否することが可能でしょうか。こうした選択や判断の有無や、多様な考えの尊重是非についても疑問を禁じ得ません。

さらに言えば、この条文の中で、市の責務、第3条の4項、学校教育の中に歴史文化振興施策を積極的に取り入れていくように努めることと、第6条、個人の意思や考えの尊重については、整合性がとれず、矛盾しているとしか言えません。

よって、この条例には、現在のところ反対を表明するものであります。

○議長（柁原賢一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

緒方哲郎君。

[登壇]

○3番（緒方哲郎君） こんにちは。私は、菊池の歴史を学び大切にす条例の制定について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

本条例により、菊池一族、合志一族、七城地域を中心とした米づくりにおける多くの先人たちの偉業を学び知することは、必要かつ大切であることは言うまでもなく、先人たちの不断の努力や営みによって築き上げられたこの菊池市で生活している私たち、また、これから生活していくであろう子どもたちが、誇りを持って見守り受け継いでいける郷土となるべきものであると考えます。

また、本条例は、ただ単に歴史を学ぶことにとどまらず、学び知った歴史を大切にしていくことで、菊池市の繁栄と市民の皆様が豊かになるようにとの考えからの条例であると思っ、賛成意見とさせていただきます。

○議長（柁原賢一君） ほかに討論はありませんか。

猿渡議員。

[登壇]

○9番（猿渡美智子さん） 提案されました条例に反対する立場から討論をいたします。

3カ月前でしたか、平議員から条例案をいただきましたときに、この文言は気になるという点は指摘をさせていただき、そこは今回の新しい案の中で訂正をいただいております。また、1年をかけて、この歴史を学んでいこうという観点から、熱心に取り組んでこられた姿勢には敬意を表するところであります。

私も歴史を学んでいくことの大切さ、その意義というものは認識しているところではありますが、改めて条文を見直したときに、大変に気になるところがあり、これはまだ現段階で決するべきものではないという立場であります。というのは、私としては一番気になりますのは第6条であります。本条例の推進に当たっては、個人の意思や考えを尊重するよう配慮するものとするところとあります。私たちは、何といたっても一番上の上位法は憲法であり、憲法第23条、学問の自由はこれを保障するとの文言があります。この憲法23条に鑑みて考えたときに、個人の意思や考えは尊重するように配慮するものではないはずではないかと私は判断いたします。個人の意思や考えは尊重しなければならないと思いますので、まだいろんな細部にわたっての文言の検討を行うべきだと考えて、現段階では反対といたします。

○議長（柁原賢一君） 次に、賛成者の討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（柁原賢一君） ほかに討論はありませんか。

木下議員。

[登壇]

○19番（木下雄二君） 議員提出議案第1号、菊池の歴史を学び大切にする条例の制定について、反対の立場で討論をさせていただきます。

先ほど工藤議員より動議もありましたように、また、東議員の質疑でも触れましたように、今回の提案については、余りにも唐突であると私は感じております。

3月16日に議員控室において、提出者の平議員より渡されましたが、条例は地方自治においては法律であり、本来であれば、しっかり議論を重ねて提出するべきだと私は考えます。

私は、これまで菊池市の歴史関連の一般質問を何度も行い、問題提起も含め、私自身も勉強をさせていただいております。

条例は議会としても責任が重いものであり、本来であれば満場一致で可決するべきであり、また、賛成者が旧菊池市の議員だけであることも、再度検討するべきであると考え、今回は反対の討論とさせていただきます。

○議長（柁原賢一君） ほかに討論はありませんか。

東奈津子さん。

[登壇]

○6番（東 奈津子さん） 議員提出議案第1号について、反対の立場から討論を行います。

私も歴史を学び大切にすることは重要であると認識をしております。しかし、本来、まちの法律である条例の制定は、追加議案という形ではなく、開会日に上程され、委員会付託を行い、十分な審議が必要であると思います。また、質疑をしましたが、この条文では表現上も曖昧な点があり、条文にふさわしい文言なのかどうか、率直に不明な点もまだ残されております。議会の中での検討が不十分、もっと慎重審議をすべきであると考え、現時点では賛成しかねます。

以上で、反対討論とします。

○議長（柁原賢一君） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（柁原賢一君） これで討論を終わります。

討論がありましたので、起立により採決いたします。

お諮りします。議員提出議案第1号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（柁原賢一君） 起立多数です。よって、議員提出議案第1号は、原案のとおり可決することに決定しました。

○

#### 追加日程第4 決議案第1号 上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（柁原賢一君） 次に、追加議事日程第4、決議案第1号を議題とします。

本件について、平直樹議員から発言の申し出がありました。

お諮りします。地方自治法第117条の規定により、これを許可することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（柁原賢一君） 平直樹議員の発言を許します。

[登壇]

○5番（平 直樹君） このたびの私への辞職勧告決議案に対する弁明をいたしたいと思います。

去る3月2日の本会議終了後の全員協議会の場において、荒木議員から、私の会社の事業の内容に関するお尋ねがございました。内容は、議員が所属する会社が不特定多数を集める有料イベントをこの時期に開くとはいかなものかとの旨の発言で始まりました。

全員協議会の場において、法令違反の事実もない状態で、一議員が所属する会社

の業務内容や事業内容を説明する根拠もありませんし、また、なじまないものと判断し、説明をしております。それは今も同じ考え方です。

確かに、私の所属する会社の事業内容の中には、不特定多数の人が集まる場所に出向くことや、不特定多数、特定多数、少数を集める事業もございます。ですが、それは例えば飲食店やホテル、旅館、そして、理髪店や温泉施設など、ほかにも該当する職業は多数あるかと思います。市民の方からのお声があったとのことですが、全員協議会の場では、一議員さんの主観をもとに判断するのではなく、ルールに基づいてあるべき場ではないでしょうか。

荒木議員の考えられているあるべき議員像と反するから、何たることかのご指摘かと思います。事実上、政治倫理審査会をつくるのは反対で、公人としての自覚か、私人としての自覚かというところが問われていると発言されており、倫理観や価値観の違いの話ではなかろうかと認識しております。

議会制民主主義の根幹は多数決です。その多数決を諮る場に何が必要かと考えると、まさに多種多様な価値観や考え方ではないでしょうか。年代、性別、地区、それにさまざまな職業などの多様な価値観の存在する言論空間で議論をし、多数決で物事を決めていくことこそ、より正解に近い答えが出る大切な要素だと考えています。ですから、主観や価値観の違いはとても大切です。ですが、今後、同じような事態になったときに、議員が所属する多数の人を参集したり出向くことを事業としている会社や商店は、その会社の判断とは関係なく、議員が所属している、また、関係しているからという理由のみで自粛を強制されることになり、それは結果的に多様な価値観の存在する言論空間の実現が難しくなります。それどころか、16日の全員協議会の場において、不特定多数ではないと議長から説明された後、荒木議員は、特定、不特定は関係ないとおっしゃられておられます。木下議員におかれましても、人数とかそういうのではないとはっきりおっしゃられておられます。特定、不特定も、人数さえも関係ない。入り口と出口が違うように思います。

単に私の会社の経済活動だけがだめで、ほかの議員さんの職業は問題なしとされていることではないでしょうか。国民を縛るようなルールがしかれた場合以外は、私はその会社や事業者、商店の考えた答えで営業するのか、自粛されるのかを尊重したいと考えていますし、また、そうであるべきだと考えております。その結果、起こったさまざまな世の中の反応もしっかりその責任の中で対応されればいいと思います。

ここにいらっしゃる方はご存じかと思いますが、あえて言わせていただきますと、ルール内での行動という点においては、日本国憲法第13条、第14条及び第21条にあるとおりであります。特に荒木議員が前回の全員協議会のときに言われた公

人についての考え方、それはそれで尊重されるべきすばらしい考え方です。ですが、私の考え方は少し違います。私は、憲法第14条1「すべての国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分または門地により、政治的、経済的または社会的関係において、差別されない」と記されているとおりで考えています。

また、議長から16日に皆さんの前で私に対して自粛するようにとのお話をいただきました。ですが、私に自粛要請をされるのであれば、全議員に対して経済活動の自粛要請をされないと、本当に公平公正なのかなと少し違和感がございます。

最後に、荒木議員と木下議員は、説明責任を果たせと繰り返し発言されています。それぞれ尊重されるべき価値観や主観という大前提の中で、ルール違反のない中、自分の価値観との相違点を問題だと提起され、それについて謝罪せよ、説明せよと言われることは、余りにも一方的ではないでしょうか。

今回のことにつきましては、政治家としてはもちろん、市民、国民として、法令や条例を犯すようなことはしておりません。今議会で議会として申し合わせを決めたことは、一般質問を取りやめる理由は執行部にしっかりと市民対応に当たっていただくため、そして、議員として卒業式など公的な参加を見合わせるということでした。その申し合わせを破っているという認識もございません。とはいえ、もちろん異論、反論、ご批判は真摯に受けとめて、今後につなげてまいりたいと思いますし、議長の自粛要請も重く受けとめております。民主主義の原則にのっとり、本決議案に対する結論には従いたいと思います。

以上、弁明といたします。

○議長（柁原賢一君） 本案件については、地方自治法第117条の規定により、平直樹議員の退席を求めます。

（平直樹議員退席）

○議長（柁原賢一君） 提出者の提案理由の説明を求めます。

荒木崇之君。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） それでは、平直樹議員に対する辞職勧告決議案の提案理由を説明いたします。

新型コロナウイルスの感染拡大により「自身と大切な人の命と健康を守るため」に、国は不要不急の集まりを控えるよう呼びかけ、2月25日に全国全ての小中学校・高校・特別支援学校などに、臨時休業とするよう要請した。

この非常事態の状況で、菊池市議会是一般質問を中止し、不特定多数が集まる会議等への参加をしないように、2月28日の全員協議会において申し合わせを行ったにもかかわらず、平直樹議員は3月1日に福岡市において自身が務めるゆるキャ

ラ「きくちくん」のコンサートを開催した。

全ての議員が卒業式や卒園式への参列が禁じられ悔しい思いをしている。また、市民もこの趣旨にのっとり、各種イベントの中止へのご理解とご協力をいただいている中に、議員みずからが主催した有料コンサートに不特定多数の人を集めて、身勝手な営利活動を優先させることは公人としての自覚を欠いているものであります。

不要な外出を避けるとの申し合わせを市議会で決定したやさきに軽率な行動を起こしたことは許しがたく、菊池市議会会議規則151条及び菊池市政治倫理条例第2条第1項並びに第3項に反しており、議会の信用を大きく失墜させた。本来、市民の規範となるべく行動するのが議員である。

この行為を見逃すことは、さまざまな行事に自粛を要請した市議会として執行部にも市民にも示しがつかない。

以上が提案理由であります、つけ加えさせていただきます。

つけ加えますと、2月28日に柘原議長から直接コンサートの中止を要請されたにもかかわらず、強行をしています。さらに、平議員は、全員協議会の中で、皆さん、全部28名参加された方はファンクラブに入っているから不特定多数じゃない。特定だとおっしゃいました。それは誤りです。なぜなら、私はこのライブイベント会場に二日にわたって電話しております。まず2月27日に、こういう状況だからライブはありませんよねと電話しました。16時16分に電話しましたら、ありますよ、当日券もあります。女性の方がお答えになりました。そして、当日の3月1日15時からのイベントでしたので、14時15分に電話しました。男性の方でした。どうしてもという方とファンクラブの方は入場できます。ということは、これは不特定多数なんです。私は虚偽のことを全協でも申しているというふうに思っております。

それから、3月3日には熊本日日新聞にて報道されたことで、市民の方からお怒りのお電話と、なぜこの時期にと、説明を求める声が多数寄せられました。私のフェイスブックとか見ていただければ、その声は届いているのが証明されていると思いますが、しかし、平議員は依然として先ほどの弁明のように、市民への説明責任どころか、謝罪もされておられません。個人的な仕事の内容を話す義務はないと言われております。

議員は個人である前に公人です。誰も嫌で議員になったわけではありません。みずから好きで立候補して公人という立場を選んだんです。公人は個人と違って、発言や行動に責任が伴います。

最後に、山瀬議員の言葉をおかりして、良識ある議員の皆様、どうか当たり前の倫理観で、皆さんの持つ正義感に照らし合わせ、ご賛同賜りますようお願い申し

上げ、平直樹議員に対する辞職勧告決議案の提案理由とします。

○議長（柁原賢一君） 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑は3回までとなっています。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（柁原賢一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

決議案第1号については、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（柁原賢一君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続いて審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

水上隆光君。

[登壇]

○8番（水上隆光君） 原案に反対の立場で討論をさせていただきます。

今回の一連の行動は、辞職に値するものではないと判断しますが、判断しかねるものならば、3月16日、全員協議会での議長提案どおり、政治倫理審査会に委ねるべきという考えから、反対とさせていただきます。

○議長（柁原賢一君） 次に、議案に賛成者の発言を許します。

木下議員。

[登壇]

○19番（木下雄二君） 決議案第1号、平直樹議員に対する辞職勧告決議案に賛成の立場で討論をさせていただきます。

新型コロナウイルスの感染拡大がとまらず、終息の見通しが立たない状況の中、市としても2月22日に新型コロナウイルス感染対策本部が設置され、議会に対しても、執行部より2月28日に報告、説明があり、市主催行事については、原則として延期、中止、関係する民間団体及び企業の皆様についても、開催の再検討をお願いしていますとのことでありました。

このように、非常事態の状況ですので、市も民間の団体の方々も苦渋の決断をしていただき、市民の命を守ることを最優先に対応していただいております。私たち議員も市民に寄り添い、今後の対応を一番に行動しなければならないときに、今回、平議員は3月1日に福岡市において、自身が務めるゆるキャラ「きくちくん」の有料コンサートを開催しており、議員として、公人として、市民に対しても許されな

い行動であります。

3月3日には熊日新聞に掲載されましたので、私にも議員としての自覚に欠ける等の厳しい市民の声が多く届いております。「きくちくん」については、これまでも議長がルールを議運で検討することとしていましたが、今回は2月28日に議長が自粛を要請しているにもかかわらず、決行していることは大変な問題であります。

市民の皆様が見えない敵と、経済的にも不安の中、命がけで闘っているときに、市民の代表として行動しなければならない議員が自分自身の経済活動を優先し、県外で、ましてや、現在、クラスターの発生リスクの高い音楽ライブを有料で開催していることは、議会としても市民にも示しがつきません。

平議員は、議員としての理念、菊池市民がうれしいこと、目標、政治をもっと近くに、そして、子どもたちが大きくなったときにどうかという判断基準で菊池市をよくしていきたいと一般質問で毎回発言されておられます。

今回の新型コロナウイルス感染対策によって、県内市町村で現在も休校中であり、菊池市の子どもたちも命を守るために教育委員会の要請を受けて、しっかりと決まりを守って過ごしています。今回の平議員のライブ開催を、子どもたちが現在も、そして将来もどう判断するのでしょうか。

これまでの全員協議会では平議員を擁護する発言もありましたが、議会としては、市民の代弁者として、絶対今回の件を見逃すことはできないと考えます。

以上のことから、平議員に対する辞職勧告決議案について、賛成討論とさせていただきます。

○議長（柁原賢一君） ほかに討論はありませんか。

坂本議員。

[登壇]

○7番（坂本道博君） 原案に対し反対の立場で討論を行います。

今回の平議員の行動については、先日の全員協議会の場でさまざまな意見が出ました。特定の人が集まりの場か、不特定が集まりの場なのか、議員としての活動かどうか、個人的な仕事については、最終的には個人の判断に任せたいほうがいいなど、議員同士でも意見がさまざま出ている中、平議員の行動を議員だけで判断するのは難しいと考えます。このような件については、第三者によって判断されるべきだと考えます。決議案にも菊池市政治倫理条例という文言も出ておりますので、菊池市政治倫理審査会に委ねるべきだと考えます。

よって、辞職勧告については反対の立場とします。

○議長（柁原賢一君） ほかに討論はありませんか。

福島英徳君。

[登壇]

○2番（福島英徳君） 本決議案に賛成の立場で討論いたします。

新型コロナウイルスの感染拡大というものは、今や全世界の脅威となり、国際問題化していることは今さら言うまでもありません。本議会においても、執行部の対応を考慮して一般質問も中止になりました。社会全体で感染拡大防止に必死に取り組んでいる状況が続いています。

そういう中で行ったゆるキャラ「きくちくん」なんですけども、2月22日と24日の大阪方面でのライブイベント、それも自粛ムードの中で開催され、さらに、先ほどから出ております3月1日の福岡でのライブイベントに関しましては、荒木議員が事前にイベント開催情報を入手され、議会事務局に自粛を促すように求められ、2月28日に議長からイベント開催の自粛要請をされたにもかかわらず、開催されたと聞いております。ライブも急遽シークレットライブに変更されて、現在、ライブ活動を自粛されたことは、少なからずやましさを自覚されているのではないのでしょうか。

3月2日の全員協議会において、この時期になぜライブを開催したのかといった質問に対しまして、個人的な会社のことなので、内容を話す義務はないと、問われていることに対する認識及び自覚のなさに議員としての資質を疑ってしまいます。

このような時期であるからこそ、ライブ開催の指摘に対してきちんと説明する義務はあるのではないのでしょうか。不適切、そう思われるのであれば、謝罪があってもしかるべきではないのでしょうか。このような時期の開催に対して、今からでも謝罪があれば、私は取り下げても構いません。私はイベントに参加することに対しては、状況等を鑑みて個人判断だとも思います。しかし、今問うているのは、みずからが営利目的で主催する行為が問題だと思うからです。ライブイベントの開催そのもの自体にも疑問はありますが、一連の対応について、誠実さが感じられないことに対して議員としての資質を問うために、本決議案に賛成いたします。

○議長（柁原賢一君） ほかに討論はありませんか。

二ノ文伸元君。

[登壇]

○17番（二ノ文伸元君） 私は、決議案第1号、菊池市議会平直樹議員に対する辞職勧告決議案に賛成の立場で討論をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症は、今も感染者が発生し、日本のみならず、全世界が感染拡大阻止に向け全力を尽くしております。

菊池市議会は、厚生労働省のイベントの開催に関する国民へのメッセージの通達を受け、2月28日の全員協議会において、新型コロナウイルス感染症の影響によ

り3月中の諸行事参加は全て見送りすると、全員合意の上で決定したことは周知のとおりであります。

菊池市でも、老人クラブ芸能大会をはじめ、3月のさまざまな行事が中止されたほか、教育現場では臨時休校となり、現在も継続され、市民が利用する施設も開設中止、縮小など、感染防止に向けあらゆる対応を至るところで実施されております。

しかし、平議員は、議員として率先して感染防止の呼びかけをすべき中、事もあるように、みずからプロデュースするライブをシークレットで強行されたことは、議会人としてはあってはならないことです。ましてや、議長や議会事務局からも中止要請をされていたにもかかわらず、強行されています。これは議会及び市民の信用と信頼を大きく損ねるものにほかならず、まして開催を秘密裏にされた理由は、平議員自身が一番わかっておられるのではありませんか。当然ご自分の立場、多数の方が集まることの危険性や意味を認識されていたものではないでしょうか。

日本は高齢化社会であり、コロナウイルスの感染拡大はもちろん、致死率の高い高齢者や持病のある方など重篤化を何としても阻止する必要があります。幸いに今回、感染につながらなかったとしても、無謀かつ無責任な行動が不安や感染を拡大するおそれがあったことは否めません。

元X JAPANのYOSHIKIさんが、闘っているのは対人ではなく、対ウイルスとし、命より大切なものはないと、コロナウイルス感染対策によるイベント中止は自己責任とか、そのような問題ではない。今の状況で選択肢とかではないと伝えたことに多数の賛同が得られておりました。EXILE、Perfumeなど、大規模イベントが莫大な損失にもかかわらず、多くの方の健康と安全を守るためとコンサートを中止したことは皆さんもご存じだと思います。また、今回ライブが開催されたような小規模な閉鎖空間によるクラスター感染の懸念から、小規模イベントの開催も中止、延期が呼びかけられている最中でありました。室内に複数の方が集まることの危険性が指摘されていたのです。

平直樹議員には、市議会議員としての立場を顧みず、この状況下でライブを強行され、市民や議会の信用と信頼を失墜させた行為について猛省し、みずから謝罪されることを期待しておりましたが、残念なことに、いまだ本人の反省、謝罪には至っておりません。これからでも市民に対して、議場で現在の気持ちを伝えられる必要はありませんか。伝えられたならば、今すぐにでもこの決議案は取り下げさせていただきたいというふうに思っておりますが、万に一つでも危険なリスクにより命の危険をさらすことになった行為であるという認識の欠如から、議会人として大きく市民、議会の信用失墜行為に値するということから、この決議案に賛成の表明をするものであります。

以上です。

○議長（柁原賢一君） ほかに討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（柁原賢一君） これで討論を終わります。

これより採決します。採決は起立により行います。

お諮りします。決議案第1号については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（柁原賢一君） 起立少数です。よって、決議案第1号は、否決することに決定しました。

平直樹議員の退席を解きます。

（平直樹議員出席）

○議長（柁原賢一君） ここで、木下議員より発言の申し出があります。

木下雄二議員。

[登壇]

○19番（木下雄二君） 先ほどの予算決算常任委員長報告に対する質疑について、一部不適切な部分がありましたので、議長でしかるべき処置をお願いいたします。

○議長（柁原賢一君） ただいま木下議員の申し出については、後日、会議録を調査して、しかるべき処置をいたします。

以上をもって本日の議事日程は全部終了し、今定例会に付議されました事件は全て議了しました。

これをもちまして、令和2年第1回菊池市議会定例会を閉会します。

全員、ご起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れさまでした。

○  
閉会 午後2時03分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

菊池市議会議長 柁原賢一

菊池市議会議員 緒方哲郎

菊池市議会議員 後藤英夫

# 付 録

## 令和 2 年第 1 回定例会付議事件一覧及び審議結果表

( 2 月 2 1 日 ・ 3 月 1 9 日 議 決 )

議案番号	件名	審議結果
議案第 3 号	がんばるふるさと菊池応援基金条例の制定について	原案可決
議案第 4 号	菊池市こども健診センター設置条例の制定について	原案可決
議案第 5 号	菊池市長等の給与及び旅費に関する条例並びに菊池市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 6 号	菊池市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 7 号	菊池市防災行政情報通信サービスの運用に関する条例及び菊池農業振興地域整備促進協議会条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 8 号	菊池市ふるさと創生市民広場再整備市民検討委員会条例を廃止する条例の制定について	原案可決
議案第 9 号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 10 号	菊池市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 11 号	菊池市印鑑の登録及び証明に関する条例並びに菊池市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 12 号	菊池市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 13 号	菊池市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 14 号	菊池市かわまちづくり計画検討協議会条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 15 号	菊池市公民館条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 16 号	菊池市七城運動公園条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 17 号	菊池市監査委員に関する条例及び菊池市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 18 号	令和元年度菊池市一般会計補正予算(第 10 号)	原案可決

議案番号	件名	審議結果
議案第19号	令和元年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)	原案可決
議案第20号	令和元年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第21号	令和元年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)	原案可決
議案第22号	令和元年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)	原案可決
議案第23号	令和元年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)	原案可決
議案第24号	令和元年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算(第3号)	原案可決
議案第25号	令和元年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)	原案可決
議案第26号	令和元年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算(第4号)	原案可決
議案第27号	令和元年度菊池市水道事業会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第28号	令和2年度菊池市一般会計予算	原案可決
議案第29号	令和2年度菊池市国民健康保険事業特別会計予算	原案可決
議案第30号	令和2年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計予算	原案可決
議案第31号	令和2年度菊池市介護保険事業特別会計予算	原案可決
議案第32号	令和2年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計予算	原案可決
議案第33号	令和2年度菊池市水道事業会計予算	原案可決
議案第34号	令和2年度菊池市下水道事業会計予算	原案可決
議案第35号	第四次菊池市行政改革大綱の策定について	原案可決
議案第36号	令和元年度菊池市一般会計補正予算(第11号)	原案可決
議案第37号	財産の譲渡について	原案可決

議案番号	件名	審議結果
議案第38号	令和元年度菊池市一般会計補正予算(第12号)	原案可決
議案第39号	令和2年度菊池市一般会計補正予算(第1号)	原案可決
議員提出議案		
議員提出 議案第1号	菊池の歴史を学び大切にする条例	原案可決
意見書案		
意見書案第1号	新型コロナウイルスによる感染症対策等を求める意見書	原案可決
決議案		
決議案第1号	菊池市議会平直樹議員に対する辞職勧告決議	原案否決
報告		
報告第1号	専決処分の報告について(交通安全施設物損事故)	原案報告